学校における信教の自由

公立学校における祈禱の禁止に関するドイツの判例

幸

岡 田 俊

IV $lap{II}$ \prod Ι

結びにかえて

判例 検討

はじめに

Ι はじめに

に関して、二○○○年以降に限定しても、 周知のように、ドイツ連邦憲法裁判所は、 セクト警告決 信教の自由

要な判決・決定を下しており、これらの判決・決定につ 定(オショー決定)やスカーフ判決・決定等の極めて重 ころであるが、連邦行政裁判所も、信教の自由に関して、 校内においてイスラム教の祈禱を行うことを校長が禁止 は注目に値する。信教の自由に関する連邦行政裁判所の 的見地からしても極めて興味深い判断を示していること 連邦憲法裁判所の判例と肩を並べるほど重要で、比較法 最近の重要判例として、公立学校の生徒が授業時間外に いては、日本においてもすでに詳しく紹介されていると

とを目的とする。 決を挙げることができる。 関連する判決・決定を詳しく紹介した上で、この訴訟に 所(以下、「行政裁判所」という。)の決定・判決及びべ 級行政裁判所」という。)の判決を含めて、この訴訟に ルリン・ブランデンブルク上級行政裁判所 所判決を中心として、それに先行するベルリン行政 て判断した二〇一一年一一月三〇日連邦行政裁判所判 することが生徒の信教の自由を侵害するかどうか 含まれる憲法上の問題点について若干の検討を加えるこ 本稿は、 上記の 連邦行政 (以下、「上 12 裁判 つい 裁判

係を紹介しよう。原告は、 徒とともに、 授業の間(六時限の授業の後) 実践していた。原告は、二〇〇七年一一月一日、 の祈禱を行うことを義務付けられていると考え、それを Gymnasium) のイスラム教徒であり、 に照らして、 さて、まず、本稿が取り上げようとする訴訟の事件関 1 スターヴェーク・ギムナジウム (Diesterweg-一日五回、 の生徒である。 校舎の廊下で、 定められた時間に、 ベルリンのミッテ地区にある 一九九三年八月一七日生まれ イスラム教の典礼に従って 原告は、イスラム教の教義 の休憩時間に、七人の生 イスラム教 授業と

> の書面において、 祈禱を約一○分間行った。祈禱に際して生徒は、 所に訴えを提起し、ギムナジウムに在学している間 に至らず、原告は、二〇〇七年一二月一九日、 通知した。学校長と原告の親は話し合いをしたが、 表明は許されず、とくに祈禱はこの中に含まれること、 とは容認できないと述べた。さらに、校長は、同日付け 禱を見ていた教員が校長に知らせた。翌日、校長は、 他の生徒や教員は、原告らの行った祈禱を見ていた。祈 て求められる動作を行い、 ジャケットの上にひざまずき、イスラム教の典礼に従っ 認を求めるとともに、仮の権利保護も申し立てた。 日一回、イスラム教の祈禱を行う権利を有することの されるように配慮しなければならないことを原告の親に むしろ、学校は、 禱に参加した生徒に対して、校内において祈禱を行うこ ドイツの公立学校においては宗教上の 国の中立性要請がその施設の中で実現 決められた章句を朗読した。 行政 自分の 裁判

あるが、興味深いことに、行政裁判所、上級行政裁判所項に基づく原告の信教の自由を侵害すると主張したのでの祈禱を行うことを校長が禁止することは基本法四条一原告は、原告が授業時間外に校内においてイスラム教

Ⅱ 判例

二〇〇八年三月一〇日の決定において、うことを許すように求めていた。 容を紹介する。 ジウムの校内で、授業時間外に、 H よって被告に義務付けた(主文)。以下、この決定の内 の間の休憩時間又は自由時間に、イスラム教の祈禱を行 の祈禱を行うことを暫定的に許容することを仮命令に し立て、 すでに述べたように、 行政裁判所に訴えを提起したが、仮命令の発布も 二〇〇八年三月一〇日ベルリン行政裁判所決定 本案判決まで、校内で、 原告は、二〇〇七年一二月一九 — 日 — 一日一回、授業と授業 行政裁判 原告が、 回、イスラム教 ギムナ 1所は、

の自 面的自由のみならず、 に理解されなければならない一つの統一的基本権を含ん 権利を保障している。 自由を保障し、二項において、宗教活動を妨げられな (a) 更 「基本法四条は、 良心の自由並びに宗教上及び世界観上の告白 この基本権は、 基本法四条の二つの項は、 信仰を表明する外面: 留保なく―一項において信 信仰する又は信仰しない内 的自 由にも及

結びにかえて、日本国憲法の解釈論にとって参考となる

点を簡単に指摘する

 $\widehat{\underline{ ext{IV}}}_{\circ}$

この訴訟に含まれる憲法上の問題点について、学説上の

議論を参照しつつ、若干の検討を行う(Ⅲ)。

最後に、

張に対してどのような判断を示したのか、

各裁判所の判

つぎに、

断内容を紹介する作業を行う(Ⅱ)。そして、

裁判所、上級行政裁判所及び連邦行政裁判所が原告の主

の判決も詳しく紹介することにした。以下、

まず、行政

(裁判所

みならず、行政裁判所の決定・判決及び上級行政

なっている。そこで、本稿は、連邦行政裁判所の判決の

たしかに結論を同じくしているが、

その理由

には異

判断を示した。また、上級行政裁判所と連邦行政裁判所

政裁判所は原告の信教の自由の制約は正当化されるとの

判断を示した。すなわち、

行政裁判所はこの主張を容認

上級行政裁判所と連邦行

及び連邦行政裁判所は、この主張に対して異なる内容の

する判決を下したのに対して、

ければならない……。」(Rn. 8) 践的整合性の意味における利益衡量によって解決されな 憲法法益との間の緊張関係は、個別の事件において、実 護されるのではない。信仰の自由とこれと対立する他の 個人的でかつ人目を引かない祈禱である限りにおいて保 の見解とは異なり、祈禱を行う権利は、たんに、黙示的、 がおばならない……。」(Rn. 8)

れることは公知の事実であり、原告は、「イスラム 原告の信教の自由は影響を受けていないと主張する 禱は原則的に後で埋め合わせをすることができるので、 が拘束力のあると考えている信仰上の戒律を疑問視する 日に行うことを拘束力のあるものと考えていることであ づく祈禱時間の遵守が、原告にとって高い価値を有する る陳述によると、原告が、少なくとも一回の祈禱を授業 ことを疎明した。決定的であるのは、原告の説得力のあ つの柱」に含まれる祈禱義務と自己の信仰上の確 (b) この種の信仰上の確信を評価すること、又は、 被告ベルリン州は、原告自身の陳述によると、祈 が、祈禱義務が「イスラムの五つの柱」に含ま 国家に禁止されている。それ故、 被告は、 にに基 の 五 原告

> い(Rn. 9)。 間の逸脱を許していることを一般的に指摘してはならなに対して、イスラム教は、例外的に、定められた祈禱時

- びその親の消極的信仰の自由からも、さらに、 権 und Erziehungsauftrag)」 (基本法七条一項) からも、 基づいてのみ制限され、この制限は、 る祈禱を原告に禁止できるような制限は導 た、他の生徒の消極的信仰の自由 基本権及び憲法ランクの共同体価値からのみ導かれるが $(Rn. 10)^{\circ}$ 「憲法ランクを付与された国家の教育任務(Bildungs- (\mathbf{c}) (基本法六条二項)からも、 基本法四条に基づく信仰の自由は憲法それ自体に 原告が求める範囲におけ (基本法四条一項) 及 第三者の対立する かれ 親の 教育 な
- とくに、被告の主張から、たとえ個々の生徒が原告の影的儀式のデモンストレーション又は自己の信仰の宣伝で的儀式のデモンストレーション又は自己の信仰の宣伝で的儀式のデモンストレーション又は自己の信仰の宣伝での 機告ベルリン州は、原告の実践した祈禱は、宗教 (A) 被告ベルリン州は、原告の実践した祈禱は、宗教

響を受けるとしても、 広告の様相を呈するという被告の認識した危険に対処す ない諸条件を創出し、祈禱がデモンストレーション又は 妨げられることなく行うことを可能にするような無理 ことができない学校の敷地の領域において原告が祈禱を 措置と原告との話し合いにより、他者が容易に立ち入る 原告による祈禱の実施に逃げ道もなくさらされているこ ることが被告には不可能であったことも、 (Rn. 11) 明らかにならない。 他の生徒又は教員集団の構成員が また、 しかるべき組織的 明らかではな 事前 \bar{O}

仰の自由を保障することを義務付けられることとの られている、学校の世界観的・宗教的中立性の義務は、 においても認識することはできない。とくに、 はもはや存在しない『閉鎖的世界』という印象を子ども それを尊重することを学ぶことも含まれる……。 生徒の宗教的表明を一 に与えることは、今日の学校の任務ではない」。(Rn. 12) (e) むしろ、特定宗派に属しない学校における平和的共 「学校運営の支障は、学校が他の生徒の消極的 生徒が、 他者の宗教的確信に寛容な態度をとり、 般的に禁止することを命じていな 国に課せ 現実に 関連 信

> 的実行及び世界観的 このような形態の中立性がベルリン州学校法で定められ 実現のための空間を確保することも命じている……。」 及び二項は、 立性と理解されなければならない……。基本法四条一項 距離をとる中立性ではなく、 中立性は、世界観的・宗教的関係性から厳格に分離した、 た教育目標の根底に置かれている いずれにしても、 積極的意味において、 ・宗教的領域における自律的 国に命じている世 むしろ、 (Rn. 13)° 信仰上の確信の積極 開かれた包括的中 界観 的

行っていた(Rn. 7)。 二○○九年四月以降、学校から帰宅した後に家で祈禱を正午と午後の祈禱の時間も遅くなるため、原告は、祈禱を行うことができた。夏期は日没時間が遅くなり、

判断した。

「一行政裁判所は、まず、基本法四条の保護範囲に含まれると」
「一行政裁判所は、まず、基本法四条の保護範囲を解

れには、 仰の自由、 状況において、 解されなければならない一つの統 を保障している。基本法四条の二つの項は、包括的に理 の自由の一 の内的な信仰上の確信に基づいて行動し、 由のみならず、信仰を表明する外面的自由にも及ぶ。 の自由を、 人及び宗教的又は世界観的団体に帰属する信仰及び告白 一項)を引き合いに出すことができる。 「原告は、宗教活動を妨げられない権利 この基本権は、 自己の全行動をその信仰の教義に準拠させ、 二項において、 部である。 良心の自由並びに宗教上及び世界観上の告白 自己の宗教的確信を基準として正しいと 基本法四条は、 信仰する又は信仰しない内面的自 宗教活動を妨げられない 一的な基本権を含んで 一項において、 この権利は あらゆる生活 (基本法四 権利 そ Z 個 条

> い (Rn. 23)。 判断した行動を示す個人の権利が含まれる」。イスラム 判断した行動を示す個人の権利が含まれる」。イスラム 判断した行動を示す個人の権利が含まれる」。イスラム とい (Rn. 23)。

(Rn. 24) (Rn. 24) (Rn. 24)

得的に示した。被告と裁判所は、 価することを控えなければならない。 現形態である。原告は、 の教義に従うことが、 行うことは自らに拘束力があると考えている。 の自由によって保護されている 原告は、 定められた時間にイスラム教の儀式的! 原告にとってその宗教的告白 このことを口頭弁論 (Rn. 25)° 信者の宗教的判 この 評 価は において説 この信仰 断を評 祈禱 「 の 発

「たしかに、人のあらゆる行動が、その人の主観的決

じないとする専門家の言明は、

原告が祈禱を授業時間外

書を解釈するが、これは理解できない。原告に葛藤が生

それによって原告に葛藤が生じることはないと鑑定

の祈禱と午後の祈禱を併せて行うことを求めることがで

おいて例外的に許される。

被告は、

原告に対して、正午

にとって、緊急状態及び特別の外的必要性のある状況に

鑑定書によると、儀式的祈禱の延期または併合は、信者

イスラムの五つの柱」に含まれることが裏付けられた。

けるイスラム教徒についても当てはまる。祈禱義務

が

とくに保護された信仰の自由の発現形態と見 個人によってその信仰の自 のである (Rn. 27)。 つまり休憩時間 に延期する用意がある点に関するも

うな一般論を述べる。 裁判所は、 が憲法上正当化されるかどうかを検討する。 $(\overline{\underline{}})$ つぎに、行政 連邦憲法裁判所の判例を引用しつつ、次のよ 裁判所は、 信教の自由に対する制 まず、

地位の一つを優先したり、 ればならないが、 との衝突は、 仰の自由は、 憲法それ自体から導き出されなければならない。 調整することを要求する」。 なく、すべての法的地位を可能な限り損傷しないように 値である……。信仰の自由と他の憲法上保護された利益 含まれるのは、 基本法四条一項及び二項において定められている信 実践的整合性の原則によって解決されなけ 留保なく保障されている。それ故、 第三者の基本権と憲法ランクの共同体 実践的整合性の原則は、 最大限保持したりするのでは (Rn. 28) 対立する法的 これ 制限は

禱を実際に行っているイスラム教徒は比較的少数にすぎ

上記のことは、国籍にかかわらず、ドイツにお

られているとの確信を得た。ドイツにおいては、この祈

夕方及び夜に儀式的祈禱を行うことが宗教的に義務付け

基づいて、イスラム教における一致した見解によると、

い」(Rn. 26)。行政裁判所は、イスラム学者の鑑定書に

原則として、すべてのイスラム教徒は、朝、正午、午後、

各々の宗教団体の自己理解を無視することは許されな

由の発現形態として要求される行動

0)

評価に際

して、

ることはできない。むしろ、

定のみで、

の要請、 当化する法益として、 の教育権、 そして、行政裁判所は、 ②他の生徒及び親の消極的信教の自由並 ③基本法七条一項に基づく教育任務、 ①国家の世界観的 生徒の信仰の自由 ·宗教的 0 制 びに親 中立性 4)学校 限 を正

化するかどうかを検討する。 学校で授業時間外に祈禱を行う原告の権利の制約を正当平和の維持を挙げ(Rn. 29)、これらの憲法上の法益が、

上正当化しないと説示する。中立性の要請」が原告の信教の自由に対する制約を憲法中立性の要請」が原告の信教の自由に対する制約を憲法()。 まず、行政裁判所は、「国家の世界観的・宗教的)

中立的に遂行されなければならない教育任務を阻害する 関係性が学校及び授業に持ち込まれる場合、このことは 見解と異なり、 校の側から、又は、 として学校祈禱を開催するに際して、 何よりもまず、 とを求めていない。」(Rn. 30) 世界観的・宗教的中立性の原則は、 がある……。 自らの活動において、 生徒の宗教的表明を一般的に禁止するこ 教員によって、宗教的又は世界観的 しかし、この中立性義務は、 抑制を求める。学 例えば、学校行事 国家に対して、 被告の

「基本法は、国教会の法形式の導入を禁止し、特定の宗において、世界観的・宗教的中立性の義務を課している。たヴァイマル憲法一三六条一項・四項及び一三七条一項一文、三三条三項、並びに、基本法一四〇条と結び付い基本法は、国家に対して、基本法四条一項、三条三項

いる。 うと試みないことによって、その中立性を保持する。 を与えるために、 界観的・宗教的領域における自律的人格の実現のための 界観的中立性とは、国家と教会の厳格な分離という意味 多様性を様々な生活領域における厄介として平準化しよ 空間を確保することも命じている。 積極的意味において、信仰上の確信の積極的実行及び世 度であると解される……。 において距離をおく態度ではなく、 な発展によって造形されている人間像をその根拠とし 間の尊厳並びに自己決定及び自己責任による人格の自 的・宗教的確信の多様性に対する開放性を特徴とし、 同一視してはならない。基本法の自由な国家は、 団体を取り扱うように留意し、 国家は、 派の特権化及び信仰を異にする人の排除を禁じている。 のとる宗教的及び世界観的立場の多様性を肯定し、 市民に非中立的な、宗派に拘束される選択をする可能 の宗派のために等しく促進する、 しかしながら、 平等原則に基づいて様々な宗教団体及び世界観 中立的に振る舞う。国家は、 国家に命じられている宗教的 基本法四条一項及び二項は 自己を特定の宗教団体と 開かれたかつ包括的態 国家は、 信仰の自由をすべて 個々の国 国 家市 世界観 世

ければならない」(Rn. 31)。 る場合、国家は、この領域に対して中立的態度をとらな教を私的にも公的にも妨げられるに実践する権利を有す家市民が、その信仰を決定し、公の場で告白し、その宗

以前から重要であるところの、 措置によって明示的又は論理必然的に自らを特定の信仰 によって基本法の自由な国家は、 及び価値にも開 わけではないが、 義をそれ自体として評価することを禁止する。このこと る宗教的平和を自ら危険にさらしてはならない。 又は特定の世界観と同一視し、これによって社会におけ 国家から発せられる又は国家に帰属させることができる 方向のために意図的に影響力を行使してはならず、 に際して、 いる義務教育の領域に当てはまる。公立学校を形成する 国家は、特定の政治的、 とくに、その性質上、宗教上及び世界観上の考えが 世界観的中立性は、 性を維持する。 キリスト教の関係性が完全に禁止され (かれていなければならない。この開 学校は、 様々な方向の世界観及び信仰を有 国家に、宗教団体の信仰及び教 イデオロギー的又は世界観的 他の世界観的及び宗教的 国家によって配慮されて その宗教的及び世界観 ている また、 宗教 放性 内容

> 32)。 請を考慮しつつ、調整に努めなければならない(Rn.張状況については、人間の尊厳の発現形態である寛容要している子どもを共同で教育するときに不可避である緊

する。 的かつ宣伝的性格」を有しており、 は、 付けられないが、 ることを義務付けられ、 教の生徒を示威的又は宣伝的形態の宗教活動から保護す 世界観的及び宗教的中立性を有する場所である、 ているところ、基本法一四一条は、 においては宗教の授業は正規の授業科目ではないとされ 慮義務の枠内において、 用させなければならないからである。 務になる。 いて積極的に可能にし、又は促進することを被告は義務 中立性要請に反すると主張する。宗教的活動を学校にお な分離の発現形態であり、 被告は、基本法一四一条により、 たとえ原告自身が意図していないとしても、 また、被告は、 何故なら、祈禱を行うための空間を原告に利 祈禱の受忍の義務付けは事実上給付義 原告の要求を認めることは国家 異なる宗教を有する生徒や無宗 祈禱を行う場所について、 それ故、 学校当局は、 ベルリンの公立学校 国家と教会との厳格 ベルリンの学校は イスラム教の儀式 と主張 その

12)。 を誘導する基準を設定しなければならない、と(Rn.

に対してのみ適用される (Rn. 34)。 学校がベルリンにおいても「宗教のない空間」ではない 学校を世界観的及び宗教的中立性を有する場所にするこ とも許されることが導出される。学校法一三条に基づい 呼ばれる基本法一四一条により、「ベルリンにお 解」に賛成することはできない。「ブレーメン条項」 ことが導かれる。 教団体によって行われている(Rn. 33)。このことから、 て、宗教の授業は、 いう意味における国家の世界観的・宗教的中立性の理 公立学校において正規の授業科目ではない」が、基本法 (も)基本法七条三項一文は適用されず、宗教の授業は 四一条から、被告が、その学校高権の枠内において、 しか 法律上、 被告の主張する 宗教的及び世界観的シンボル及び衣服 教員及び教育任務を有する他の ベルリンの公立学校においても、宗 「国家と宗教の厳格な分離 職員 £ \$ 7

の宗教活動を促進することを余儀なくさせられる、とのために空間を利用させる給付義務を帰結し、被告は原告また、被告は、祈禱の受忍義務は、必然的に、祈禱の

このような『組織的基準』 学校当局は、これを用いて、学校生活に関与する他 理由から、 これは、 利用を指示することが必要だと判断する限りにおいて、 様々な法益の調整に役立つものであり、 極的信仰告白の自由の点で保護する目的を追求している。 ていないことである。学校当局が、原告に特定の部屋の 屋を求めておらず、裁判所も(仮の権利保護の手続にお はっきりと強調しなければならないのは、 支援によって表現する請求権を有していない……。しか 個人に対して、原則として、その信仰上の確信を国家の の主張は認められない。「たしかに、基本法四条一項は 国家の中立性の発現である。」(Rn. 35) 人々を祈禱実践との対面から守り、それによってその消 いて)このような部屋を用意することを学校に義務付け し、本件はこのような場合ではない。この関連にお 原告の宗教活動の一方的促進ではなく、 その中立義務が損なわれると主張するが、こ が必要かどうかは別として、 それ故、 原告は祈禱部 むしろ まさに 7

項)と結び付いた生徒の親の消極的信仰告白の自由も、白の自由(四条一項)も、また、親の教育権(六条二) つぎに、行政裁判所は、他の生徒の消極的信仰告

原告の権利と対立しないと判断した(Rn. 36)。

側から教室に取り付けられた十字架のケースについて消 らないのは、 動の余地を与える社会において、個人は、 侵害を否定した……。」 逃れることができる限りにおいて、 ての自発的な超宗派的学校祈禱に関しては、たとえこれ 極的信教の自由の侵害を肯定した……が、学校行事とし が創出した場合である……。 の信仰が示されているシンボルにさらされる状況を国家 れない権利を有していない。これと区別されなければな て目立たせてしまうとしても、生徒が期待可能な仕 が祈禱をする生徒と対比して生徒をその行動の点におい を保障している……。 いて、共にしない信仰の宗教儀式上の行為をしない 基本法四条は、 宗教儀式上の行為及び宗教的シンボルに触れさせら ある特定の信仰が現れている行為、及び、ある特定 個人が回避可能性なくある特定の信仰の影 消極的信教の自由としての形態にお (Rn. 37) ただし、様々な信仰上の確 連邦憲法裁判所は、学校の 消極的信教の自由の 他者の信仰表 信に活 権利 方で

が、原告の祈禱に、この意味における回避可能性なしに「本件においては、学校生活に関与している他の人々

時間に、 寛容な態度をとり、それを尊重することを学習すること び起こすきっかけを与える……。 動様式が同級生に苛立ちをもたらす限り、この障害は、 は明らかではない。一定の宗教的な色彩を帯びている行 生徒の消極的信教の自由が個々の生徒に対して、 原告の宗教活動を見ることも強制されていない。 も含まれる……。」 おける平和的な共存には、 おいて異なった行動に向き合い、これに対する理解を呼 かけとされてはならない。 原則として、関係する行動を学校において禁止するきっ る場合に―異なることが何故当てはまるのか、その理由 ると、正反対の事例において―一人の生徒だけが祈禱す の挙行する学校祈禱を阻止する権利を与えていないとす いるからである。 ように思われる。 さらされているかどうかという点からすでに疑問である つまり、 他の生徒は、参加を強制されておらず、 教室の外でかつ授業時間外に遂行して 何故なら、 (Rn. 38) 生徒が、 むしろ、この障害は、 原告は、 宗派に属しない学校に 他者の宗教的 祈禱を授業の休 多数派 個々の

ているとの被告の評価が正しいかどうかは未解決のままイスラム教の祈禱が「示威的かつ宣伝的性格」を有し

認識可能な信仰表明は「示威的である」と特徴付けられ に対処するために、 少なくとも、教育上の努力では足りないと判断したとき るというだけでも、 局に許されている。」(Rn. 39) かけられていると感じることを危惧する場合において、 宣伝ではなく、神に祈ることであり、あらゆる外面的 にすることができる。 当局が見出した示威的又は宣伝的形式の祈禱の危険 イスラム教の生徒が原告の祈禱実践によって圧力が この評価は疑問である。「学校当局 組織的予防措置を講じることは、 祈禱の中心を占めるのは、 信仰 当 0

講義務の全部又は一部の免除を求める事例とは異なる。 ているので、本件は、生徒が宗教上の理由から授業の受 祈禱を行うために授業のない時間や休憩時間だけを使っ 教育任務を与えている……。 具体的支障は、明らかではない。 るような比較的 を確定することも許される。」(Rn. 40) 自ら学校を設置するのみならず、教育目標及び教育課程 (\mathbf{c}) ない時間において、 「祈禱による基本法七条一項に基づく教育任 具体的な教育目標が追求されていること 原告が祈禱を行うことを妨げ 国家は、学校制度を組織し 基本法七条一項は国 しかし、原告は 務 0

は明らかではない (Rn. 41)。

- この種の対立に関与していることも、 化 43)。被告は、学校運営を損なう可能性のある具体的な これらの紛争は、本件で訴訟の対象となっている法律問 害を危惧しているが、このような状況が具体的に予測 で祈禱をしたいと希望した場合について、 組織的困難が原告の行動によって引き起こされたことを とも述べられておらず、また、 がこの種の紛争を引き起こし、又は深刻化させているこ 題と何の関連性も有していない。 カーフを着用しない女子に対する侮辱、名誉殺人の正 徒間による罵り合い、ラマダンの遵守の相互監視: る紛争が生じていること(例えば、異なる宗教団体の生 示されていない。被告は、学校において宗教と関係のあ 維持されていなければならない学校平和の妨 れる根拠は存在しない 示していない。被告は、 (d) 反ユダヤ主義の考えの表明)を詳細に述べているが 基本法七条一項に基づく教育任務の枠内にお $(Rn. 44)^{\circ}$ 将来において多数の生徒が学校 明らかでもない (Rn. 原告が何らかの仕方で また、原告の行動 学校運営の妨 淫害も十二 11 7
- (e) 関係する法益を衡量した結果、本件においては、

はできないことが明らかになる(Rn. 45)。おいてのみ祈禱をすることを、その生徒に期待することだけを使う用意がある場合に、原則として就学時間外に信仰の堅い生徒が、自分の祈禱のために授業のない時間

ク上級行政裁判所判決 二○一○年五月二七日ベルリン・ブランデンブル

(Rn. 26) と判断した。上級行政裁判所は、次のように年五月二七日の判決の内容を多少とも詳しく紹介したい。以下、この判決の内容を多少とも詳しく紹介したい。た。以下、この判決の内容を多少とも詳しく紹介したい。た。以下、この判決の内容を多少とも詳しく紹介したい。「信仰及び信教の自由の基本権の保護範囲」に含まれる「信仰及び信教の自由の基本権の保護範囲」に含まれる(Rn. 26)と判断した。上級行政裁判所は、二〇一〇級行政裁判所に控訴した。上級行政裁判所は、二〇一〇級行政裁判所の判決に対して被告ベルリン州は、上

らない一つの統一的な基本権を含んでいる。この基本権基本法四条の二つの項は、包括的に理解されなければなおいて、宗教活動を妨げられない権利を保障している。自由並びに宗教上及び世界観上の告白の自由を、二項に「基本法四条は、一項において、信仰の自由、良心の

(Rn. 27)。 (Rn. 27)。

原告は、口頭弁論において、校長が行政裁判所の仮命の前提から出発する(Rn. 28)。

午の祈禱を午後の祈禱と併せて行うことができるかどうよって埋め合わせることができるのかどうか、又は、正イスラム教の戒律によると正午の祈禱を午後の祈禱に

して、 学時間の終了後に行うことが原告の信仰する宗教の準則 被告の提出したイスラム学者の鑑定書によっても、 形態と見ることはできない。むしろ、 によって原告に許容されている場合であっても、 ければならない。 は十分に説得的である、 び外観に基づいて、 時間の遵守がイスラム教の教義と少なくとも「矛盾しな 的なもの」であるか否かは、 いる祈禱時間の遵守がイスラム教の聖典に従うと「強制 れない」。しかしながら、原告が義務的であると考えて 信仰の自由の発現形態として要求される行動の評価に際 主観的決定のみで、とくに保護された信仰の自由 ではない。「たしかに、人のあらゆる行動を、 い」ことを議論の出発点としなければならないからであ いう問題は、 従って、原告が祈禱時間を遵守することを、 これらのことができるとして、 基本法四条一項及び二項の保護範囲に含めること 各々の宗教団体の自己理解を無視することは許さ 基本権の保護範囲を規定するに際して重 また、 イスラム教に根拠のある信仰 とする原告の主張は認められな 原告の要求は、 決定的ではない。 その要件は何 個人によってその 正午の祈禱を就 何故 その 被告の 内容及 の発現 進 か、 祈禱 人の 萴と なら、 لح

> 見解とは異なり、 (Rn. 29)° 信教の自由の保護範囲から除外され な

- 制約は憲法上正当化されると判断する。 $(\overline{\underline{}})$ しかし、 上級行政 裁判所は、 原告 0 信 教 0) 自 由 0
- 則は、 り損傷しないように調整することを要求する」(Rn. 30)。 持したりするのではなく、 よって解決されなければならないが、実践的整合性の 法上保護される利益 の様々な担い手の間の衝突、 クの共同体価値である……。 きる。これに含まれるのは、 かしながら、 る信仰の自由は、 (a) 学校でイスラム教の儀式的祈禱を行うという原告 対立する法的地位の一つを優先したり、 基本法四条一項及び二項におい 制限は憲法それ自体から導き出すことがで たしかに留保なく保障され は、 一との衝突は、 「基本法四条一項及び二項によっ すべての法的地位を可能な限 留保なく保障された基本権 第三者の基本権と憲法ラン 及び、この基本権と他 無宗教の又は異なる宗教 実践的整合性の原則 て定めら ている。 最大限保 れて 1の憲 原
- と衝突する。また、十四歳未満の生徒の親の教育権 を信仰する女子生徒及び男子生徒の消極的信仰の自由 て同じように保護されている、 の宗教活動の自由 (b)

極的実行及び世界観

的

・宗教的領域における自律的

とくに、

国家が配慮している義務教育の領域に

一項は、

積極的意味において、信仰上の確信

信仰の自由をすべての宗派のために等しく促進する、

請に抵触する。

たしかに、この要請は、

原告の宗教活動は、

らに、

の確信を子どもに触れさせないようする権利である。

れに対応するのが、

ることは、

何よりもまず、

親が行うべき事項である。

おいて、

る権利も含んでいる。

それ故、

学校平和を保障することを含む。最後に、学校における かれたかつ包括的態度であると解される。基本法四条一 格な分離という意味において距離をおく態度ではなく、 項から導出される国の教育任務と衝突する。この任務は の実現のための空間を確保することも命じている。この 項と併せて、宗教及び世界観に関して子どもを教育す 原告の求める信教の自由の実現は、基本法七条 親が正しいと判断した確信をその子どもに伝え 親には誤り又は有害と思える信仰上 国家の世界観的・宗教的中立性の要 信仰及び世界観の問題に 国家と教会の厳 基本法四 その子 .の積 開 さ 家は、 する きない この義務が厳格に遵守された場合、この義務は、 置によって明示的又は論理必然的に自らをある特定の信 ら、国の世界観的・宗教的中立性義務は、特定の宗派の 的・民主的に形成されている共同体における公立学校 様性を有する意見や見解に対する開放性が、 宗教的・ における宗教的平和を自ら危険にさらしてはならな 仰又はある特定の世界観と同一視し、これによって社会 家から発せられる又は国家に帰属させることができる措 のために意図的に影響力を行使してはならず、また、 特権化及び信仰を異にする人の排除を禁止している。 という点において、 形成的要素である。 的及び世界観的思想が以前から重要であった。 も当てはまる。 信仰及び教義をそれ自体として評価することを禁止する。 (Rn. 31)° ほどの信仰及び良心の葛藤が生じないことを確 特定の政治的、イデオロギー的又は世界観的方向 世界観的中立性の原則は、 この領域については、 行政裁判所に同意する。 学校は「宗教のない空間」ではな 国家に、宗教団体 その性質上、 しかしな 幅広 要求で 由 主 い多 玉 玉

響を与えている。

基本法六条二項一文は、

親に、

の育成及び教育を自然的権利として保障し、

関係する基本権及び憲法法益を損傷 ないように

五つの宗派を含んでいる(Rn. 32)。 五つの宗派を含んでいる(Rn. 32)。 五つの宗派を含んでいる(Rn. 32)。 五つの宗派を含んでいる(Rn. 32)。 五つの宗派を含んでいる(Rn. 32)。

与える社会において、 能性は必然的に限定的であることを考慮しなければなら 制的に相対的に狭い空間に滞在させられ 為及び宗教的シンボルに触れさせられない権利を有して 能である。 的信教の自由を同じ程度で相応に配慮することは 求に応え、さらに、 集団において、その時々の宗教活動を求めるすべての要 ないのであるが……、 「この種の『多元的な』、さらには無神論者も含む生徒 個人は、 宗教の異なる人や無宗教の人の 様々な信仰上の確信に活動の余地 他者の信仰表明、 学校においては多数の生徒が強 宗教儀式上の行 ており、 口 不可 避可 消極

比較的大きな潜在的紛争可能性を含んでいる。その際に同時に、当該学校における際立った宗教的雑多性は、

は、 ことが帰結される。 響を受け易いこと、とくに同年齢の人からはそうである には形成されていない (Rn. 34)。 の実践に接する能力と用意は、 る若い人の場合、 ばならない。このことから、 の人格の発展はまだ完了していないことを考慮しなけ 未成年の生徒が精神的 必要な尊重と寛容をもって宗教的儀式 他方において、 道徳的 一方において、 経験則上、 未だ成長の途上に 発展過程 しばしば十分 宗教上の影 にあ り、 そ n

に激しいものであり、 豚肉の飲食禁止、 らない。 する侮辱、 理由として、 不純な女子生徒の付き合わないこと)に従わないことを 行為準則 た。例えば、生徒が、 が理論的に存在するだけではなく、 11 危険を招来させていることを、 る。 被告は、 例えば、 断食の最中に自己規制をしている生徒が、 (例えば、 Dギムナジウムにおける紛争の潜在的 脅迫、 紛争が生じている。この紛争の いじめ、 女性蔑視による差別を挙げなけ 反道徳的な行動や服装をしないこと、 スカーフの着用、 受け入れ難い方法で決着が コーランの一定の解釈から生じる とくに反ユダヤ主義 一連の例を挙げて立証 具体的に学校平 断 食、 祈禱の遂行 0 傾向を有 部は非常 れば 可能 例え 和 11

ば、 宗教団体に所属し、その故にスカーフを着用しない生徒 られることもある。学校が、 家畜」、「くそキリスト教徒」といった罵言によって貶め 法で侮辱されている。さらに、移民のバックグラウンド せず、又は学校を去っていくこともある。ユダヤ又はイ れた。また、反ユダヤ主義の考えが蔓延し、その結果、 た仕方で化粧した少女との付き合いを断つように求めら ある生徒は、他の生徒から、許されないと決めつけられ れたり、 あると非難したこともある。さらに、イスラム教のある ミュースリを購入した生徒を「劣等のイスラム教徒 ると主張する。 に集めることができる場合でも、紛争を引き起こす生徒 ればならない存在とのレッテルを貼られ、「豚肉を食う を持つ生徒が、ドイツ人生徒から、軟弱で、 スラエルのシンボルは、しばしば汚損され、又は他の方 ユダヤ人の生徒の一部はユダヤ人であることを明らかに 宗教団体に所属しないと表明している生徒が罵倒さ 通常の場合、コーランが自己の行動を正当化してい ラマダンの最中に学校のカフェテリアで棒状 野卑な言葉で挑発されたりしている。 これらの例は、 関係する生徒を対話のため 学校の敷地で宗教上の儀 抑圧 加えて、 しなけ で \mathcal{O}

> 式の遂行を許容し、 いる (Rn. 35)。 ずれにせよ存在する紛争状況が激化することを示して それが明らかに存在感を増す場合に、

17

は、 保護目標を著しく下回る場合である(Rn. 36)。 しくは完全に不十分である場合、 られていない場合、講じられた規制及び措置が、 護義務違反が認定できるのは、 る。その際に、 換することは、原則として、立法者が行うべき事項であ 務をどのように遂行するかについて自己の責任で決定 基本権保護義務から特定の行為基準は導出されない。 集団の信者の攻撃又は妨害から保護する義務を課してい 個人及び宗教団体を異なる方向の信仰又は競合する宗教 には正当化しない。何故なら、 保護目標を達成するために明らかに適合的でない なければならない。保護コンセプトを立て、規範的に置 しろ、権限を有する国家機関、とくに立法者が、 るからである。 たしかに、第三者の妨害行為は宗教活動の制限を容易 防御権の古典的作用に限定されず、 しかしながら、 立法者は評価・形成の余地を有する。 保護措置がそもそも講じ 通常の場合、 基本法四条一項及び二項 又は、 規制及び措置 国家に対して このような 保護義 か、 必要な

学校法は、紛争の潜在的可能性に「教育的手段で」対 学校法は、紛争の潜在的可能性に「教育的手段で」対 を習得するための手段として利用するアプローチを提供 する宗教的多様性を学校において受け入れ、相互の寛容 を習得するための手段として利用するアプローチを提供 を習得するための手段として利用するアプローチを提供 を習得するための手段として利用するアプローチを提供 を習得するための手段として利用するアプローチを提供 を習得するための手段として利用するアプローチを提供 を習得するための手段として利用するアプローチを提供 を習得するための手段として利用するアプローチを提供 を習行に不可欠な学校平和を維持するのに十分ではない の遂行に不可欠な学校平和を維持するのに十分ではない の遂行にを明まながあり手段で」対

三者にとって容易に知覚可能である。 るのに対して、儀式的祈禱はその場に居合わせている第 教の儀式的義務祈禱は、 徒及び男子生徒に影響を与える可能性がある。 ればならない。後者は さらに、イスラム教の儀式的祈禱の遂行は他の女子生 さらに、 標識を付けたり、 祈禱の場所を世俗から切り離さなければなら 特定の姿勢をとり、 祈禱用カーペットを広げたりする 「黙禱」としても行うことができ アラーへの祈りと区別されなけ 聖典を朗読しなければ 何故なら、 イスラム 祈禱者

> 「宣伝の性格」を有することは否定できない (Rn. 39)。 ではないイスラム教の生徒に影響を及ぼす可能性がある ではないイスラム教の生徒に影響を及ぼす可能性がある の集団的行使にも参加するという結果となる。さらに、 の集団的行使にも参加するという結果となる。さらに、 ではないイスラム教の生徒に影響を及ぼす可能性があり、ある生徒集団に属する場合に祈禱 ではないイスラム教の生徒に影響を及ぼす可能性がある ではないイスラム教の生徒に影響を及ぼす可能性がある ではないイスラム教の生徒に影響を及ぼす可能性がある ではないイスラム教の生徒に影響を及ぼす可能性がある。 ではないイスラム教の生徒に影響を及びできない。 ではないイスラム教の生徒に影響を及びできない。 ではないイスラム教の様式をとっている。 ではないイスラム教の様式をとっている。 ではないイスラム教の様式をとっている。 ではないイスラム教の様式をとっている。 ではないイスラム教の様式をとっている。 ではないイスラム教の体式をといる。 ではないからである。 ではないがある。 ではないからである。 ではないが、 ではないないが、 ではないが、 ではないが、 ではないが、 ではないが、 では

なり、その結果、原告自身も祈禱を行っている最中に侵なり、その結果、原告自身も祈禱を行っている最中に侵席させることを義務付けていないにもかかわらず、決定したことは説得的である。何故なら、これによって、原告たことは説得的である。何故なら、これによって、原告たことは説得的である。何故なら、これによって、儀式的の学校当局が、行政裁判所の仮命令に対応して、儀式的の宗教儀式的行為はその同級生の視野から逃れることにの宗教儀式的行為はその同級生の視野から逃れることにの宗教儀式的行為はその同級生の視野から逃れることにはいい。

体の信仰上の確信、

行為及び表現に干渉することを禁止

することに限定され

ない。

むしろ、

基本法四条一項は

とは、 措置とこの祈禱を可能にすることは結局のところ切り離 級生に対する、場合によってはあり得る影響力行 しかに、 護義務を直接的に拠りどころとすることはできな 定められておらず、信教の自由 用という構想を基礎としている学校法の法律上の規定に 帰結するが、設備上・組織上の給付は、 設備上・組織上の給付を求めることが重要であることを することのみならず、不可避的にこれと同時に、 校組織上の補助的措置を必要とすることになる。 せないことが、 屋の準備のような学校平和の維持に役立つ学校組織 からである。このことから、 能性も阻止され、又は少なくとも減少させることになる 集団力学的なプロセスは阻止されないとしても、 害から保護され、 うとしている宗教的活動は、不可避的に、学校当局の学 原告にとっては、 基本法四条一項は、 明らかになる。これにより、 かつ、これと同時に、 自己の信教の自由の制約を防御 儀式的祈禱を行うため ……国家が個人又は宗教団 に有利に働く憲法上の保 たとえ説明した 教育的手段の使 原告が行お このこ 被告に 他 いい。た 使 の部 上の の可 0) 同

> 体に対して、その信仰上の確信を国の支援によって表現 域において発展させる活動空間を確保する義務を国に課 することを求める請求権を付与するものではない」(Rn している。 人又は宗教団体のために、 しかし、 基本法四条一項は、 人格を世 异観的 個人又は宗教団 ・宗教的 領

個

40)°

という点においては、 学校の敷地において儀式的な宗教行為をすることを求め 利害状況においては他の生徒にも与えなければならない ているにすぎないとの論証によって、これに反論するこ び世界観的確信の平和的共存を保障することができる 合にのみ、様々な、 ればならず、 観団体を平等原則に依拠して取り扱うように留意しなけ いることも付け加わる。 を有する女子生徒及び男子生徒にも、 とはできない。 るためのしかるべき支援を与えることが義務付けられ (e) 「さらに、 Dギムナジウムにおいては、これまで原告だけが 国自らは宗教問題において中立性を保つ場 むしろ、 被告には、 それどころか対立している宗教的及 被告に賛成しなければならない。」 国は、 原告に与えた対応措置は類似の 異なる傾向の宗教又は信 様々な宗教団体及び世 その宗教を実践す 界

措置を講じ、 たりしたために、閉鎖された。その後は、 被告が説得的に示しているとおりである。 学校の限られた人的及び物的資源にかんがみると、原告 論上の考察にすぎないわけではないことを示している。 Dギムナジウムだけで五件。) は、このことがたんに理 祈禱室の設置を求める申立てがあること(被告によると、 よって保障せざるを得なくなった(Rn. 41)。 ている生徒とそうではない生徒との間で口論が発生した に一度設置された「共同」 も与えることが組織的可能性の限界を超えていることは、 しかしながら、多数の宗派が存在する状況においては、 に与えた対応措置を類似の利害状況において他の生徒に 男子生徒が女子生徒と一緒に祈禱することを拒否し きめ細かな空間的仕切りをするための広範囲 それが支障なく利用されることを監視員に 祈禱室は、 スカーフを着用し 場合によって 例えば、 は対策 過去

する又は無宗教の女子生徒及び男子生徒の消極的信仰の教育任務も、また、国の世界観的中立義務や宗教を異に維持する場合にのみ実現することができる国の授業及び制約は、原告を過度に害するものではない。学校平和を〔〔〕 「学校平和のために行われる原告の信教の自由の〔〕

である(Rn. 42)。 ている出来事にかんがみると、「十分に具体的な」危険害の「抽象的な」危険ではなく、被告が例を挙げて述べ有する」。本件において問題となるのは、学校平和の妨自由も、原告の信教の自由と同じように、憲法ランクを

学校外で行う― 禁止は、 式的なイスラム教の正午の祈禱を日々の就学時間 と同時に行うことができる、ということから出発してい うことを妨げられた場合は、このために定められた時 らの影響力を及ぼすことができない理由により適時に行 は、二つとも、核心において、 するものではない。何故なら、 業のない時間に 被告は、原告に対して、 るからである。 が経過した後に埋め合わせることが可能で、 の敷地でイスラム教の儀式的な正午の祈禱を行うことの 有する他の生徒もそうであるが―学校の敷地において授 「原告の負担となる基本権制約の強度は限定的である。 原告にとって、解消できない信仰の葛藤を招来 最後に、 原告によっても使われている― 『黙』禱を行うことを許している。 ―異なる傾向の宗教又は信仰を 一学年の大部分においては、 正午の祈禱は、 提出された専門家の鑑定 午後の祈禱 信者が自 可 この後に 能性

考慮すると、はるかに重大である。」(Rn. 43) 係で被告の平等取扱義務が原則的に存在していることを結び付いた組織上の効果は、とりわけ、他の生徒との関の後に残されている制限に比して、儀式的祈禱の許可と原告に存在していることを考慮しなければならない。そ

帰結される。」(Rn. 44) 年の祈禱を行うことを禁止する正当な根拠があることが理由から、原告が学校の敷地でイスラム教の儀式的な正された要求を妨げるものであり、被告には、列挙した諸「このことから、信教の自由の憲法内在的制限は主張

四 二〇一一年一一月三〇日連邦行政裁判所判決

の判決を多少とも詳しく紹介したい。 要な部分において異なっている。以下、連邦行政裁判所いて、上告を斥けた。連邦行政裁判所は、上級行政裁判所は、上級行政裁判連邦行政裁判所は、二○一一年一一月三○日の判決にお連邦行政裁判所の判決に対して、原告は上告した。

の間の休憩時間に、校舎の廊下でイスラム教の祈禱を行いまず、連邦行政裁判所は、一日一回、授業と授業

(Rn. 17) に含まれると説示する。 うことが「憲法上保障された信仰の自由の保護範囲

ことはできない。」 も関係している……。 的 四条一項及び二項の保護範囲に含めることが十分に説得 体の信仰準則である意味内容と外形に照らして、 許されない。 際して、 別に保護されている信仰の自由の発現形態であると見る ている宗教儀式上の行為にも及ぶ……。 権利は、 信仰の自由の発現形態であると主張したときは、 あらゆる行動を、 ように、ある信仰が命じている、 自由のみならず、信仰を表明し流布させる外面的自 る……。この基本権は、 ればならない一つの基本権である信仰の自由を含んで、 かどうかである 基本法四条一項及び二項は、 広く解釈されなければならず、 各々の宗教団体の自己理解を考慮しないことは 重要なことは、 その人の主観的な決定に基づいて、特 むしろ、 (Rn. 18)° 信仰の自由に含まれる宗教活動 信仰する又は信仰しない 個人が、 当該行動を、 包括 又は、 ある行動を自己の 的に解 例えば、 信仰が表現され たしかに、 各々の宗教団 釈さ 祈禱 基本法 評価 n 面 な

これに照らして判断すると、原告による祈禱の遂行は

下は、 しろ、 かし、 を、 基本法四条一 トイ る (Rn. 20)。 儀式的祈禱を行うために、原告は、 行いたいと思っている「場所の自由な選択」も含んでい 基本法四条一項及び二項の保護範囲は、 具体的には校舎の廊下の一部を必要としている。 廊下の利用は学校当局の決定権に服しており、 廊下の利用は、 通行場所、 出口 項及び二項の保護範囲に含まれる (Rn. 19) に通じる通路として利用されている つまり、 原告の決定権に服していない。 教室、 科目別教室、教員室、 原告が祈禱を 空間 (Rn. 廊 む し

土地にも当てはまる (Rn. 22)。 土地にも当てはまる (Rn. 22)。

行が許されない空間に立ち入る請求権を付与しない。信「たしかに、信仰の自由も、個人に対して、いつもは通しかし、信仰の自由の行使は、集会の自由とは異なる。

場合、 どこでも市民に帰属する」(Rn. 23)。 必要を含まない。信仰の自由は、 市民に保障される。 仰の自由 則からすると、ある人がその時々にい 異なり、 類型的に迷惑を伴うような特別に空間を占拠する 個人の権利である信仰の自由の行使は、 は、 実際に通行することができる場所に限 集団的に行使される集会の自由とは 個人の権利として、原 る場所であれば、 通常 ŋ 0

ろう。 るが は、 り 授業進行に拘束される。 間の休憩時間中であっても、 生徒は、その人格権を学校に持ち込むと同時に、学校と するための空間を確保することを命じている。このこと 生徒にも学校から出るように指示することはできないだ し、世界観的・宗教的領域における自律的な人格を実現 本法四条一項及び二項は、信仰上の確信を積極的に実行 命じている祈禱を行おうとする生徒にも当てはまる。基 このことは、 国によって配慮される学校領域にとくに当てはまる。 学校において自己の個人的好みや必要に応じて行 生徒は、 後にさらに論じなければならない制約は留保され 少なくとも、学校において自己の宗教が 休憩時間中も規則に従って学校にとどま 生徒は、授業時間と授業時間 簡単には学校を出られない

に供されている空間への立ち入りを含んでいる(Rn.の保護範囲は、このような状況においては、事実上利用ぱら他の目的のために使うことを予定している空間をもっぱら他の目的のために使うことを予定している空間をもっますをでいると、学校当局は問題になっている空間をもっかまることができる。少なくとも、学校へのこのような動することができる。少なくとも、学校へのこのような

制約が憲法上正当化されるかどうかを検討する。(三)のぎに、連邦行政裁判所は、信仰の自由に対する

する。 性の要請、 られている信仰の自由は、 表明する原告の の消極的信仰の自 らない。これに含まれるのは、 用しつつ、「基本法四条一項及び四条二項において定め ランクの共同体価値である。」 連邦行政裁判所は、 そして、 制限は、憲法それ自体から導き出されなければな 及び④学校平和の保護によって自己の信仰を 連邦行政裁判所は、 権利を制約することができるかどうかに 由 まず、連邦憲法裁判所の判例を引 ②親の教育権、 留保なく保障されている。 (Rn. 26) との解釈を確認 第三者の基本権及び憲法 ①他の生徒及び教員 ③ 国 |の宗教的中立 そ

> ために制約されると判断した(Rn. 27)。 一部であって、原告の信仰の自由は学校平和を保護する所は、「学校平和」は憲法ランクを有する共同体価値のついて、検討を加えている。結論として、連邦行政裁判

権利は制約されないと説示する。極的信仰の自由によって、自己の信仰を表明する原告の値。連邦行政裁判所は、まず、他の生徒及び教員の消

は、 に、 持たない自由、又はこのような確信を否定する自由も含 宗教が現れる儀式やシンボルにも及ぶ(Rn. 28)。 参加しない自由も保障されており、このことは、 んでいる……。」共にしない信仰の宗教儀式上の行為に 信仰の自由、 基本法四条一項において保護されている信仰 この確信を告白し流布させる自由に加えて、 宗教上及び世界観上の確信を形成し持つ自由 つまり、宗教上若しくは世界観 上の確定 信仰 消 0 自 信を び 由

約されていない(Rn. 29)。 原告に出会ったとしても、生徒の消極的信仰の自由は制原告に出会ったとしても、生徒の消極的信仰の自由は制しかしながら、生徒が校舎の廊下で祈禱を行っている

防御権である。国は、個人が回避可能性なくある特定の「消極的信仰の自由は、国家に対して向けられている

に対面させることである。これに対して、 況を創出しては 教の自由を侵害し得るような私的な第三者の宗教的 において、 他者の信仰表明、 極的信仰の自由は、 学校に当てはまる……。 るのではなく、 ある特定の信仰が示されているシンボルにさらされる状 によって自己の信仰の自由を行使する場合、 き合うことによって、 信を授業に持ち込むような外形に教員をさせて生徒に向 止されるのは、 項及び二項は、まさに、社会の自己組織化に委ねられ の影響、 又は、 自由を確保する効果を発揮するが、このことは、 国は、 他の生徒に対する国の保護義務が関係し 宗教的シンボルの着用又は宗教儀式上 学校という国によって配慮される領 個人が、 教員が登場することによってその宗教 ある特定の信仰が現われている行為、 むしろ、 例えば、 ならない。 宗教儀式上の行為及び宗教的シンボル 国に対して向けられている。 個人をその意思に反して強制的 玉 「の責任によって、 国が教室に宗教的シンボルを設 国によって配慮される領域にお しかし、この点においても、 その点において、基本法四条 生徒が、 その消極的信 せいぜい 国に禁 一の行為 域 てい 学校 E 及び、 表明 的 消 お 確 0)

教員も、 る、 他の生徒及び教員は、 行の妨げとなる紛争を― なければならない。 原告との出会いは、 であると認定したが、 祈禱する原告に出会う場合に別の道を行くこともできる ころにまでは及ばない。」生徒及び教員は、 信仰の自由に対する国の保護義務は、学校平和を維持 ではない。 上級行政裁判所は、学校においては回避可能性は限定的 ている原告に不可避的に対面するわけではない。 全く出会わないように保護しなければならないというと なっている。 しても―許さないという国の任務とかなりの程度まで重 つの学校において共存させることにある。 の責任は、 にさらされるということがないようにすることも保障 避可 つまり、 能性が実際に存在することも述べている。 自分とは異なる、 その責任を国に負わせることはできない。 様々な宗派や信仰上の立場を有する生徒を 少なくとも国の保護義務は、 国の教育任務の実現及び秩序正しい授業進 生徒の信仰表明は、 むしろ逃げられる遭遇に限定され 自己の信仰と異なる、 これにより、 -たとえ宗教的な紛争であったと 共にしていない 限定的ではあるが、 国が命じたもの 信仰の 生徒の消 生徒が、 祈禱を行 認めてい 従って 彼らは 表明に 極 玉 的 L

当てはまる (Rn. 30)。 当てはまる (Rn. 30)。 当てはまる (Rn. 30)。 当てはまる (Rn. 30)。

31) と説示した。 他の生徒の親の教育権によっても制約されない(Rn.し)つぎに、連邦行政裁判所は、原告の信仰の自由は

権利は、これに対応している……。」(Rn. 32) 権利は、これに対応している……。」(Rn. 32) 権利は、これに対応している……。」(Rn. 32) 権利は、これに対応している……」」(Rn. 32) 権利は、これに対応している……」」(Rn. 32) 権利は、これに対応している……」」(Rn. 32)

に関しては、親の教育権は、子どもの消極的信仰の自由「しかし、子どもが第三者の宗教的行為に出会うこと

はない (Rn. 33)。 を上回らない。これに対応して、教育権は、その子どもを と開これた基本権であり、子どもが、国の責任によっ に向けられた基本権であり、子どもが、国の責任によっ に向けられた基本権であり、子どもが、国の責任によっ に向けられた基本権であり、子どもが、国の責任によっ とのあらゆる出会いから保護する はない (Rn. 33)。

34) との判断を示した。 内における祈禱の遂行を禁止することはできない(Rn. ず、学校当局は、この要請を指摘することによって、校「国の宗教的中立性の憲法上の要請」によって制限され「国の宗教的中立性の憲法上の要請」によって制限され

ない。 国家は、 び世界観団体を取り扱うように留意しなければならない ている。 特定の宗派の特権化及び信仰を異にする人の排除を禁じ 設けている。 である国家に対して、世界観的・宗教的中立性の義務を 基本法は、すべての国家市民の安住地 しかしながら、 国家は、 自己をある特定の宗教団体と同一視してはなら 基本法は、 平等原則に基づいて様々な宗教団体及 国家に命じられている宗教的 国教会の法形式の導入を禁止し、 (Heimstatt) 世

措置によって明示的又は論理必然的に自らをある特定の んに、 信仰の自 国家から発せられる又は国家に帰属させることができる 信仰又はある特定の世界観と同一視し、これによって社 方向のために意図的に影響力を行使してはならず、 かれたかつ包括的な態度であると解される。 だけである」(Rn. 35)。 会における宗教的平和を自ら危険にさらしてはならない 的 ある特定の政治的、 て距離をとる態度と解することはできず、むしろ、 中立性とは、 由をすべての宗派のために等しく促進する、 国家と教会の厳格な分離という意味 イデオロギー的又は世界観 国家は、 、また、 的 開 た

する。 の自由 学校は、 想が以前から重要であるところの、学校という国 かれていなければならない。 よって配慮される領域に当てはまる。「これによると、 によると、とくに、その性質上、宗教的及び世界観 を共同で教育するに際して避けられない緊張状況につい このことは、国家と宗教との関係に関する従来の 様々な方向の世界観及び信仰を有している子ども な国家は、 様々な世界観的及び宗教的内容及び価値にも開 その宗教的及び世界観的中立性を維持 この開放性によって基本法 家に 的思 理 解

> 義務付けられている」(Rn. 36)。 養務付けられている」(Rn. 36)。 で宗教的連関性を、社会的現実を考慮しつつ、何らかのいる学校を求めていない。学校は、むしろ、世界観的及国家の中立性義務は、あらゆる宗教的関係性から免れて国家の中立性義務は、あらゆる宗教的関係性から免れては、人間の尊厳の発現形態である寛容要請を考慮しつては、人間の尊厳の発現形態である寛容要請を考慮しつ

は、 のではなく、 理必然的同一化も見出すことはできない。「宗教儀式 ことに、イスラム教の一面的な優遇も、この信仰に沿 教に対する原告の告白を自分のものにしてい おいて原告によるイスラム教の祈禱の遂行を受忍したと の行為としての祈禱は、 の中立性要請の違反を認めることはできない。 しても た影響力行使も存在しない。この信仰との 舎の廊下において祈禱を行うことを学校当局 て祈禱を行うことを学校当局が許容したとしても これに照らして判断すると、原告が校舎の廊下にお 国家によって意図されたものとして祈禱に責任を負 国家は、 信者の独自の決断に基づく。 祈禱において表現されているイスラム 学校官庁によって命ぜられたも 玉 明示的又は論 、ない。 家が学校に が許容する 原告が 玉

う必要もない。」(Rn. 37)

ち込まれる宗教的関係性を学校から原則的に遠ざけてお 中立性義務に、より厳格な、 教的多様性は、学校における紛争の潜在可能性がより高 理由を挙げることができる。 相互の寛容を習得するための手段として利用することの ために、 において、 変遷は、 に正当化された議会立法者による規制が必要である。 行政部には決定する権限はなく、このためには、 紛争を始めから回避するために、生徒によって学校に持 を付与し、これに対応して、生徒、 まることに結び付く。 を異なって規定するきっかけになる可能性がある。 くことにも適切な理由があるかもしれない」(Rn. 38)。 しかし、変遷した事実にどのように応答すべきか、 もっとも、 学校における宗教的平和を維持するために、 てどのような行動準則を定めるべきかについ 増大する宗教的多様性を学校において受け入れ 宗教的関係性が学校において許されるべき程 統合に向けた諸努力の中で一定の寄与をする 宗教的多元性の増大と結び付いた社会的 それ故、 従来以上に距離をおく意味 他方において、 学校領域における国 親又は他の教員との 増大する宗 民主的 ては、 生徒 家の لح 度

> 学校における宗教儀式上の行為の遂行又は宗教的シンボ が、 ばならない 拠を創設しなければならないのかどうかを決定しなけ うかは、 によっては、その防御のために、それに特化した法的根 ルの使用からすでに抽象的危険が生じるかどうか、場合 の使用を大幅に学校から追放する規制を正当化するかど O徒と親の対立する基本権地位又は憲法ランクを有する他 て、官庁及び裁判所は、 価値が、 この判断につい 事実の展開の評価にかかっている。 宗教儀式上の行為及び宗教的関係のある標章 (Rn. 39)° て、 これを要求できない。立法者は 評価特権を有しているのであ 立法者のみ

び類似の宗教儀式上の行為を、 校当局は、 的危険を考慮することなく、 である十分に明確な法的根拠とは言えない。 行為準則を制定する一般的授権は、 州法において存在しない。 る可能性」を理由 のような生徒の信仰表明をすでに 議会立法者によって創設された法的根拠は、 現在においては、 として制限するためには、 生徒に対しても拘 学校における祈禱の 個別のケー これらが学校平和を危険 「危険又は紛争の単 宗教上の儀式の実施 スにおける具体 それ故、 これに必要 東力のあ ベ ル リン る

ことはできない(Rn. 40)。 にさらす抽象的性質があるとの理由で予防的に禁止する

これを肯定する。 理由として正当化することができるかどうかを検討し、対する制約を「学校平和を維持する要請」(Rn. 40)を() 最後に、連邦行政裁判所は、原告の信教の自由に

重要な共同体利益である……。」(Rn. 42) 「基本法七条一項に基づく国の教育任務の遂行は、学 「要な共同体利益である……。」(Rn. 42) 「基本法七条一項に基づく国の教育任務の選行は、学 を 重要な共同体利益である……。」(Rn. 42)

なる。」(Rn. 43) る、学校平和に対する具体的危険をさらに高めることに廊下で祈禱を行うことは、そうしなくてもすでに存在す原上級行政裁判所の事実認定によると、原告が学校の「上級行政裁判所の事実認定によると、原告が学校の

上級行政裁判所の認定によると、Dギムナジウムにお

44) ° 別など生じた。上級行政裁判所は、これらの事情に基づ を、さらには「不純な」生徒との個人的接触を避ける。 ら導かれる行動準則に従っていない、例えば、スカーフ きりと存在感を増すと、それがなくてもすでに存在して いて、校内で宗教的儀式を行うことを許し、これがはっ といった戒律に従っていないと非難することから発生し ない、「道徳的ではない行動」や「道徳的ではない服装 は、生徒が他の生徒に対して、コーランの一定の解釈か 極めて激しい紛争が繰り広げられてきた。これらの紛争 いる紛争状況が深刻化するとの結論を引き出した ダヤ主義の傾向を有する侮辱、脅迫、女性蔑視による差 ていた。これをきっかけとして、例えば、いじめ、反ユ を着用する、断食規定に従う、祈禱を行う、豚肉を食べ いては、 「生徒集団のこの雑多な構成」のため、一部の生徒間で、 生徒の信仰する宗教及び宗派は多数であり、 (Rn

事実認定とこれに基づく証拠評価に拘束される(Rn.当部は、行政裁判所法一三七条二項に基づいて、この

(e) そして、連邦行政裁判所は、原告の信教の自由の

(エー50)。 致するもので、比例原則も遵守されていると判断した制限は、「対立する憲法法益の慎重な調整の要請」に合

- る正当な目的を達成するのに適合的である(Rn. 51)。制限は、具体的危険の激化に対処するという追求していおいて儀式的なイスラム教の正午の祈禱を行う可能性の的危険が激化することが適切に予測されており、学校に 学校の平和に対してそうでなくても存在する具体
- (Pr. 59)。 同等に効果的な手段によっては対処することはできないの信仰の自由を制限しないか、より少なく制限する他の必要である。学校平和に対する予見可能な危険は、原告(ji)信仰の自由の制限は、この目的を達成するために(ji)

学校において、教育を通じてもっとも持続的に訓練され考えが不可避的に出会う場所であり、その共存は学校にきりと学校において反映される。学校は、様々な宗教的を義務付けられる。社会における多様性は、とくにはって生じた具体的な紛争を「教育的手段」で対処することで生じた具体的な紛争を「教育的手段」で対処することでしかに、学校は、何よりもまず、宗教的動機によっ

まる。 は、 る。 する学校の可能性には限界がある。このことは、とくに、 的動機によって生じた具体的な紛争を教育的手段で対処 た場合に予測される大部分の紛争に十分に対処すること 級行政裁判所は、 許される行動を断念しなければならない(Rn. 55)。上 れるかどうかを問題とすることなく、 を達成するために、 校の上位の目的が貫徹されることになり、 育任務のために秩序正しい授業進行を確保するという学 至る場合や、 宗教的に形成された行動と宗教から離れた行動が対立に の任務であることを確認した (Rn. 53)。しかし、 えを持つ人との共存を教育によって訓練することが学校 対処するとのコンセプトを基礎としており、 上記のような紛争の潜在的可能性を教育的手段によって みると、 の費用からしてもはや無意味であるような場合に当ては 学校の本来的目的に抱束される。 上級行政裁判所は、 少なくともこのような場合においては、学校の教 教育的手段のみでは、 個別の出来事を取り上げることがそのため 当該学校の具体的な事実関係にかん 自らが学校平和を妨害したと非難さ ラント法を解釈して、学校法は 祈禱を行うことを許容し それ自体としては 個人は、この目的 すべての生徒 異なった考

ていないと指摘した(Rn. 55)。 ることができた場合においても、この対話は成果を上げ件学校が、紛争に関与している生徒を対話のために集めはできないと評価した。上級行政裁判所は、とくに、本

とは、 それが支障なく利用されることを監視員によって保障せ 男子生徒が女子生徒と一緒に祈禱することを拒否したり どうかの問題である を設置したが、開設した祈禱室は、 政裁判所は、祈禱を行うための特別の部屋を設置するこ うために利用できる部屋として提供することができるか 祈禱を全面的に禁止する前に、既存の部屋を、祈禱を行 屋を割り当てることも考慮に値する。これは、学校が、 め細かな空間的仕切りのための広範囲な対策措置を講じ、 したために、 いる生徒とそうではない生徒との間で口論が発生したり、 上級行政裁判所は、学校は、 た。当部(連邦行政裁判所) また、より緩やかな手段として、祈禱を希望する生徒 他の生徒に見られないで祈禱を行うことができる部 学校の組織的可能性の限界を超えていると認定し 閉鎖され、 (Rn. 52)。しかしながら、上級行 その後は、場合によっては、 過去に一度、 は、この認定に拘束される。 スカーフを着用して 共同の祈禱室 き

それを正当化する正当な目的と釣り合いがとれていない()()信仰の自由の制限は、相当である。この制限は、ざるを得なくなったとの事実評価をしている(Rn. 58)。

とは言えない (Rn. 59)。

をとより原告の信教の自由の制限も軽微なものではない。原告は、もはや就学義務を負わないが、学校課程をい。原告は、もはや就学義務を負わないが、学校課程をできるという理由によって、基本権の制限の厳しさが緩定められた時間を経過した後に埋め合わせをすることが定められた時間を経過した後に埋め合わせをすることがにとどまることを義務付けられる。また、正午の祈禱ができる(Rn. 60)。

る、学校平和が妨げられる十分な蓋然性が、祈禱の遂行する。本件においては、このことがとくに当てはまる。する。本件においては、このことがとくに当てはまる。重要性は、原告の信仰の自由の侵害よりも高く評価され重要性は、原告の信仰の自由の侵害よりも高く評価され

を得ない (Rn. 61)。 同じく憲法上保護された学校平和よりも低いと言わざるこのような事情においては、原告の宗教活動の重要性は、度の危険状況を心配しなければならなくなるからである。によって高められ、それ故、学校平和に対するとくに強

Ⅲ 検討

信教の自由の保護範囲

稿の記述 のであるから、 各裁判所の判決・決定を紹介する作業を行ったため、本 体的検討の部分も含めて、 理解するためには、 る。もっとも、 る限り詳しく紹介する必要があるとの考え方に基づいて 下した判決・決定の内容はほぼ明らかになったと思われ ブランデンブルク上級行政裁判所及び連邦行政裁判所の 以上の作業により、 この点は、上記の考え方からしてやむを得ないも 述がやや冗長になってしまったことは、否定でき 事案解決のプロセスを全体として正確に お許しいただきたいと思う。それはとも 法解釈の部分のみならず、事案の具 ベルリン行政裁判所、 各裁判所の判決・決定をでき ベルリン・

題点について若干の検討を行うことにしたい。を中心として、上記の判決・決定に含まれる憲法上の問ければならない。以下においては、連邦行政裁判所判決れる憲法上の問題点について検討を加える作業を行わなえた後は、当然のことながら、上記の判決・決定に含まかくとして、各裁判所の判決・決定を紹介する作業を終

しておきたい。 まず、公立学校の生徒である原告が学校においてイス まず、公立学校の生徒である原告が学校においてイス まず、公立学校の生徒である原告が学校においてイス まず、公立学校の生徒である原告が学校においてイス

のは、原告は、原告が信仰する宗教の教義によると、就を受けていないとの被告の主張に対する行政裁判所及びを受けていないとの被告の主張に対する行政裁判所及びを受けていないとの被告の主張に対する行政裁判所及びよっても祈禱を原則的に後で埋め合わせをすることがで第一に注目に値する点は、原告は、原告自身の陳述に

学時間 二〇〇三年九月二四日連邦憲法裁判所第二法廷判決(以できないとの見解を示した。つぎに、行政裁判所判決は 例外的に、定められた祈禱時間から外れることを許して 国家に禁止されており、 就学時間中に行うことを拘束力のあるものと考えている 学校における祈禱の禁止によって影響を受けていないと ことができるのであるから、 各々の宗教団体の自己理解を無視することは許されな と見ることはできない。 的決定のみで、とくに保護された信仰の自由の発現形態 下、この判決を「○三年判決」という。) 政裁判所決定は、原告自身が、少なくとも一回の祈禱を で祈禱を行う必要はなく、それ故、原告の信仰の自由は の自由の発現形態として要求される行動の評価に際して、 つつ、「たしかに、人のあらゆる行動が、 いるとの一般的な指摘だけでは原告の主張を覆すことは があると考えている信仰上の戒律を疑問視することは、 いうことだと考えられる。この主張に対して、まず、行 信仰上の確信を評価すること、又は、本人が拘束力 の終了後に正午の祈禱を午後の祈禱と併せて行う むしろ、個人によってその信仰 それ故、被告は、 その教義に照らしても学校 の参照を求め イスラム教は その人の主観

告は、 い」と指摘した上で、行政裁判所が自ら求めたイスラム⑷ ム教 この鑑定書に基づいて、 的に使用したにすぎないから、 原告は、 学者の鑑定書に基づいて、 自の解決を探求する権限を与えられていると主張した。 前提としなければならないと主張した。被告は、 間中に行わなければならないわけではないことを議論 主張するとともに、別のイスラム学者の鑑定書を提出し 対して拘束力のあるものと考えているかは疑問であると においても、 業時間外に、 するが、これは間違いで、専門家は、原告は、祈禱を授 うことによって葛藤の発生を回避できると鑑定書を解釈 状況において例外的に許されるものであり、 ラム教徒には、 にすぎないと説示した。 信者にとっては、緊急状態及び特別の外的必要性 の自己理解によると、 正午の祈禱と午後の祈禱を帰宅してから併せて行 祈禱のために利用できる時間の枠が狭まる冬季 祈禱のために用意された部屋を極めて散発 つまり休憩時間に延期できると述べている 冬の数ヶ月の間は、 原告は儀式的祈禱を必ず就学時 また、被告は、 儀式的祈 分別のある 原告が祈禱時間を自らに 日常生活に即した独 禱の延期又は併合は 控訴理由の中で (mündig) 被告は、 イスラ のあ イス 原

要か ると原告自身が考えているという前提から出発し、かイスラム教の儀式的祈禱を行うことが自らに拘束力があ このような主張に対して、上級行政裁判所は、 宗教的儀式を行うためには空間 上級行政裁判所の判断を受け入れた。 ある、 祈禱時間の遵守がイスラム教の教義と少なくとも「矛盾 祈禱を行うことが基本法四条一項及び二項の保護範囲に 別途論文を作成して、 行政裁判所及び連邦行政裁判所は、原告が「就学時間 しない」ことを考慮して、 祈禱暦から読み取った、 含まれることを詳しく説示している点は注目に値する。 この判断の背後には「宗教」該当性の判断方法という重 に」に祈禱を行うことは信仰の自由(基本法四条一項及 8る、とする原告の主張を認めた。連邦行政裁判所も、項及び二項の保護範囲に含めることは十分に説得的で 被告の提出したイスラム学者の鑑定書によっても、 つ困難な論点が控えている。この論点については、 の保護範囲に含まれるとする点で一致したが、 連邦行政裁判所が、原告が「学校において 詳しく検討しなければならない。(8) 定められている時間幅の中で 祈禱時間の遵守を基本法四条 (本件においては、 行政裁判所、 「原告 校舎 上級 は、 るが、 れば、 0)

使用する権利を含まないと指摘した上で、しとしており、場所を自由に選択する権利は他 ことは、 ないので、 この点、 的に迷惑を伴うような特別に空間を占拠する必要を伴わ 際に通行が許されているところに限り、 ち入る権利を創出するものではなく、 邦行政裁判所は、 るが、この決定の自由は集会場所の法的使用権限を前 項)

は集会の場所と時間に関する決定の自由を含んでい 祈禱を行うことも含んでいるのかどうかが問題となる。 項に基づく基本権の保護範囲に原告が「校舎の廊下で_ の決定権に服している。そこで、 の権利としての信仰の自由 自由は集会の自由とは異なるとの見解を示し 廊下) 個人に対して、 どこでも信仰の自由を行使できる。そして、このいで、個人は、原則として、その人がいる場所であ 集団的に行使される集会の自由とは異なり、 少なくとも、 連邦行政裁判所は、 が必要であるが、 次のように説示している。 いつもは通行が許されない空間に立 学校において自己の宗教が命じて 校舎の廊下の利用 の行使は、 集会の自由 基本法四条一項及び一 信仰の 通常の場合、 市民に保障され (基本法八条 しかし信仰 信仰の自 自由は、 ている。 人の財産 は学校当局 連 \mathcal{O} を

目に値する。信仰の自由の保護範囲を上記のように考え基づく基本権の保護範囲が及ぶと解した。この解釈は注 は、 ると判断することができる。 (3)を禁止することは原告の信仰の自由に対する制約に当た 間及び場所を選択することを、学校当局が問題となって 的・宗教的領域における自律的 条一項及び二項は、 利用に供されている空間にも基本法四条一項及び二項に でいる、と。このように、 のような学校への拘束性を根拠として、生徒が祈禱の時 あっても、学校を容易に離れられない。 行に拘束され、授業時間と授業時間の間の休憩時間 間を確保することを命じている。生徒は、 ているとの指摘によって始めから否定することはできな いる空間をもっぱら他の目的のために使うことを予定し いる祈禱を行おうとする生徒にも当てはまる。 「学校への拘束性」を理由として、学校において事実上 事実上利用に供されている空間への立ち入りを含ん 信仰の自由の保護範囲は、 校長が、 原告が 信仰上の確信の積極的実行と世界観 「学校において」 連邦行政裁判所は、 このような状況において な人格の実現のための空 祈禱を行うこと 少なくとも、 学校と授業進 基本法四 生徒 中で Z 0

二 消極的信仰の自由

他の生徒の消極的信仰の自由を根拠として、原告の信仰 立性の要請、 として、他の生徒の消極的信仰の自由、 を示した。この解釈については、ここで検討することは 憲法自体から、 上級行政裁判所及び連邦行政裁判所は、 いて検討しよう。 の自由に対する制約が憲法上正当化されるかどうかにつ しない。 の共同体価値から導かれる制約にのみ服する、との解 条二項)は、 の判例を踏襲して、 正当化されるかどうかについて検討 つぎに、 本件において原告の信仰の自由を制約する根拠 法律の留保なく保障される基本権であり 及び学校平和の維持が考えられる。まず、 つまり、第三者の基本権及び憲法ランク 原告の信仰の自由に対する制約が憲法上 信仰の自由 (基本法四条一 しよう。 連邦憲法裁判所 国家の宗教的中 行政裁判 項及び四

一項によって保障されている学校高権の枠内において、超宗派的祈禱の遂行を許容するかどうかは、基本法七条合学校において宗教の授業以外の時間に自由意思による一六日決定(学校祈禱事件)において、ラントが宗派混一六日決定(学校祈禱事件)において、ラントが宗派混一二 連邦憲法裁判所第一法廷は、一九七九年一〇月

る場合には、侵害されていない(判決要旨二)と判示し由にかつ強制もなく祈禱への参加を決定することができる、消極的信仰告白の自由の基本権は、生徒又は親が自摘した上で、学校祈禱に反対する生徒又はその親の有すラントの自由裁量に委ねられている(判決要旨一)と指

由は、 一九九五年五月一六日の決定(以下、「九五年決設置することは基本法四条一項に反すると判 その裏返しとして、「共にしていない信仰の宗教儀式上 宗教儀式上の行為に参加すること」を保障しているが、 委ねている。 シンボルを拒否するのかについて決定することを個人に けられている。 同じように、 の行為に参加しない自由」も含んでいる。「この自由は、 いう。)において、次のように説示している。 ボルを承認し、崇拝するのか、そして、 公立の義務教育学校の教室に十字架又はキリスト磔像を また、 「信仰が命じている、又は信仰が表現されている 連邦憲法裁判所第一法廷は、 信仰又は宗教を示しているシンボルにも向 たしかに、 基本法四条一 様々な信仰上の確信に活動の余 項は、 (以下、「九五年決定」 いかなる宗教的シン 宗派学校ではない ί, かなる宗教的 信仰のな 断 した لح 自

及び、 17)° 条一項は、この基本権を制約している。 的及び世界観的観点において子どもを教育する権利も含 法六条二項一文と結び付いて、基本法四条一項は、 育成及び教育を親の自然的権利として保障している基本 確保する効果を発揮する。」 に、社会の自己組織化に委ねられるのではなく、 ばならない。この点において、基本法四条一項は、 れる状況を国家が創出した場合は、これと区別しなけれ る特定の信仰の影響、 権利を有 教儀式上の行為及び宗教的シンボルに触れさせられな 地を与える社会におい を設置することを定めているバイエルン州学校規則一三 信仰上の確信から子どもを遠ざけておく権利も含む れに対応して、この権利は、 える確信を伝えることは、 んでいる。 国家によって配慮されている生活領域において、 バイエルン州の国民学校のすべての教室に十字架 ある特定の信仰が示されているシンボルにさらさ していない。 信仰及び世界観の問題における、正しいと考 て、 ある特定の信仰が現れている行為 しかし、 個人は、 親が行うべき事項である。 \widehat{S} 親が誤り又は有害と考える 個 15 f.) また、子ども 人が回 他人の信仰表明、 避 教室に十字架が 可 能性なくあ 自由 むしろ

まず、 制約する憲法上の根拠として、 力を有することは否定できない との結果である。また、後者は、同じ程度の不可避性を 極めて多様な宗派の宗教的シンボルとの対面とは異なる。 の設置は、 れる結果となる。この点において、教室における十字架 対面させられ、「十字架の下で」学習することを強制さ 設置されると、 憲法自体から導出されなければならない。 な場合には制裁によって実現できる強制に基づくもので であり、 ることはできない。 公共の交通手段において、さらには、 有していない。 いて様々な信仰上の確信及び宗教団体が広まっているこ 宗教的シンボル又は表示に遭遇するかどうかを決め 留保なく保障されている基本権であり、 国家によって、かつ回避可能性もなく、 後者は、国家から発したものではなく、社会にお 比較的長時間の対面であっても、それは、 日常生活においてしばしば生じるところの、 たしかに、個人は、 一般的就学義務と併せて、 そして、十字架が生徒に対して影響 しかし、これは、「逃げられる遭遇」 ①基本法七条一 $(S. 20 f.)^{\circ}$ 街頭の風景の中で、 建造物に入るとき 生徒は、 信仰の自由を シンボル その制 信仰の 項と②キ 必要 自由 授業 約

が、両者とも信仰の自由の制約を正当化しない(S. 21リスト教の親及び生徒の積極的信仰の自由が考えられる

ff.)、と。

的信仰の自由と衝突していると説示した。 ことによって信仰の自由を行使することは、生徒の消極いて、教員が学校及び授業においてスカーフを着用するさらに、連邦憲法裁判所第二法廷は、○三年判決にお

徒の消極的信仰の自由」と衝突すると断定している(29) 祈禱を見ることも強制されていないと診断する。 まり、 祈禱に、九五年決定の意味において「回避可能性なく」 きにして、原告は、「一行政裁判所は、 無宗教の又は異なる宗教を信仰する女子生徒及び男子生 法四条一項及び二項によって同じように保護されている 教の儀式的祈禱を行うという原告の宗教活動は、 政裁判所は、 政裁判所は、 さらされていると見るのは疑問であると述べている。行 で、本件において、 教室の外で、 理由を述べることもなく、学校でイスラム 他の生徒は、 他の生徒等の学校関係者が、 かつ授業外に」祈禱を行っているの 「授業と授業の間の休憩時間に、 連邦憲法裁判所九五年決定を下敷 祈禱に参加することも、 原告に 上級行

個人が 又は、 れてい の信仰 消極的 邦行政裁判所は、 儀式上の行為によって自己の信教の自由を行使する場合、 外形で生徒に対面することによって、個人を強制的に他 する防御権であり、 御権のケースと基本権保護義務のケースの違いであると 校の教室における十字架の設置のケース するにすぎない。 人の信仰表明、 分析している。 (○三年判決の事案) と、本件のケースとの違いを、 面させることを国家に禁止している。 が、 公立学校 この点においても、 教員が、その宗教的確信を授業に持ち込むような いのところ他の生徒に対する国の保護義務が関係 るシンボルにさらされる状況を創出してはならな が現れている行為、 回避可能性なくある特定の信仰の影響、 信仰の自由は、 学校において、 の教師によるスカー 連邦行政裁判所は、 宗教儀式上の行為及び宗教的シンボルに 学校という国が配慮する領域において 九五年決定を下敷きにしつつ、 国が教室に宗教的シンボルを設置し、 国家に対する防御権である。 宗教的シンボルの着用又は宗教 消極的信仰の自由は国家に対 及び、ある特定の信仰が示さ 次のように説示する。 ・フの これに対して、 着用 (九五年決定) ある特定 0 公立学 ケー 国は、 防 ス 国

務は、 らないところまでは及ばない、と。このように、連邦い信仰の表明に全く出会わないように保護しなければ 責任は、 そも祈禱を行う生徒の信仰の自由の する根拠とはならないと判 政裁判所は、 において共存することにつきる。 ではなく、 らされる、 自由の侵害に至るような私的な第三者の宗教的表明にさ ければならないが、 旦は、 生徒又は教員が、 個人が、 様々な宗派や信仰上の立場を有する生徒 ということがないようにすることも保障 それを国に帰属させることはできない。 生徒及び教員の消極的信仰の自由は、 国の責任によって、 生徒の信仰表明は、 自分とは異なる、 断 励した。 少なくとも国の保護義 個人の 制約を憲法上正当化 国が命じたも 支持し 消 極的 連邦行 にが 学校 てい 信 そも 玉 仰 な \mathcal{O} 0

ると理 旨 宗派混合学校の教員にも、宗教上の理由から義務的であ イスラム教のスカーフの着用もこれに含まれる いう。)において、 月二七日の決定 (四) と指摘した上で、 「解している服装規律に従う自由を保障しており、 その後、 連邦憲法裁判所第一法廷は、二〇一五 基本法四条一項及び二項は、 (以 下、 外見による宗教的表明が学校平 この判決を「一五年決定」と (判決要 公立 年.

て、 の基本権、 仰の自由、 が示されているシンボルにさらされる状況を国家 る特定の信仰が現れている行為、 保護法益に対する十分に具体的な危険が存在しなければ 諸 ると見ることができる場合、 和又は公立の宗派混合学校における中立性に対する危険 した場合」は、これとは異なるとの九五年決定の説 教的シンボルに触れさせられない権利を有していない」 ならないと限定的に解釈することを求める 務的と理解されている宗教上の戒律に由来するものであ によってこれを法律上禁止することは、この行動 を生じさせる性質を単に抽象的に有しているという理 様々な信仰上の確信に活動の余地を与える社会におい に回 マの と判示したが、 個人は、 「個人が回 した上で、生徒が、 |避可能性もなく、 地位の適切な調整は、禁止規定を、少なくとも、 国家の教育任務といった憲法上の保障された 生徒及び親の信仰の自由及び告白の自 他者の信仰表明、 .避可能性なくある特定の信仰の影響、 生徒の消極的信仰の自由につい 国が任用した、 「一般的就学義務のために授業 比例原則に反し、 宗教儀式上の行為及び宗 及び、 イスラム教のス ある特定の (判決要旨 教員の信 が創出 が、 曲 信仰 ては、 示を 親 あ 由

> とも、 いる。 言明を、 れによって自己の見解とするものではなく、 の宗教的言明を受け入れる場合、 題となっている標識が学校官庁の指示によるのか、 法裁判所は、 的信仰の自由と衝突すると説示した。 着用のために行使される教師の信仰の カーフを着用した教員に対面している」場合も、 させる必要もないと指摘し、公立学校の教室における十 カーフの着用と結び付いた、 あるのかによって区別しなければならず、 ることができる個々の教育者自身の決断に基づくもので 「逃げられない状況」にあり、 基本法四条一項及び二項の個別の自由権を行使 国家によって意図されたものとして国家に帰属 宗教的表現手段の効果の点に関しては、 (九五年決定) 個々の教師又は教育従 イスラム教のスカ 国家は、 との違いを強調し もっとも、 自 由は生徒 この言明をこ 国家が、 また、 連邦憲 生徒 0 1 それ 消 事者 フの ス f

三 国家の宗教的中立性

の要請によって制限できるかどうかを検討しよう。行政() さらに、原告の信仰の自由を国家の宗教的中立性

学校における信教の自由(岡田)

裁判所及び連邦行政裁判所は、国家の宗教的・世界観的表判所及び連邦行政裁判所は、国家の宗教的・世界観的表判所及び連邦行政裁判所は、国家の宗教的・世界観的中立性の要請の解釈については、「国家と教会の厳格な中立性の要請の解釈については、「国家と教会の厳格ないる。国家の宗教的・世界観的中立性の要請の解釈については、「国家と教会の厳格なであり、本稿はこのテーマを深く掘り下げて検討することはできない。

優遇も、 受忍したとしても、 る。

36は、 原告が校舎の廊下で祈祷を行うことも許しても、 必然的に、 うことも許容しても、この点に、イスラム教の一 連邦行政裁判所によると、原告が校舎の廊下で祈祷を行 中立性要請の違反を認めることはできないと判断した。 法裁判所の解釈を踏襲し、 織的基準」が必要かどうかは別として、このような基準 ら保護するという目的を追求しており、 校生活に関与している他者を宗教活動に直面することか ていないし、学校当局が、原告に特定の部屋の利用を求 行政裁判所によると、そもそも原告は祈祷部屋を要求 は 家が学校において原告によるイスラム教の祈禱の遂行を たものではなく、 い。さらに、 めることが必要だと判断した場合には、 ないので、 様々な法益の調整であって、国の中立性の発現であ 連邦行政裁判所も、 また、この信仰に沿った影響力行使も存在 空間を利用させる給付義務を帰結するもの 本件の祈禱は、学校官庁によって命ぜられ 国家の中立性義務の違反はないと説示した。 信者の独自の決断に基づくもので、 祈禱において表現されているイスラ ○三年判決等で示された連邦憲 これに照らすと、学校当局が このような一 学校当局は、 国家の 面的 しな

断したことは支持できると思われる。認めることは国家の宗教的中立性の要請に反しないと判が、学校当局が、生徒が学校において祈祷を行うことを解釈を前提とする限り、行政裁判所及び連邦行政裁判所の教的・世界観的中立性の要請に関する連邦憲法裁判所のム教との「同一化」も見出すことはできない。国家の宗ム教との「同一化」も見出すことはできない。国家の宗

四 学校平和

えられる。このことは、 (3) 校平和の「具体的危険」 た。連邦行政裁判所も、祈禱を禁止するための要件は学⑻ はじめて正当化することができるとの解釈論を示しに」はじめて正当化することができるとの解釈論を示し 遂行するために必要な学校平和、又は国家の中立性に対 家の教育任務―これは、世界観的・中立的中立性の義務 する十分に具体的 義に由来する外部的行為の禁止を、「国家の教育任務を を遵守しつつ遂行されなければならない に求めた。連邦憲法裁判所は、一五年決定において、国 憲法上正当化する根拠を「学校平和の維持」。 連邦行政裁判所は、原告の信教の自由に対する制約を 連邦行政裁判所も、 このことは、 な危険を認定することができる場合 の存在であると解していると考 祈禱を禁止するための要件は学 連邦行政裁判所が、「原告が学 . | | は、 (判決要旨) 信仰の教

> 有の問題点を検討しておきたい。 をおる。以下においては、連邦行政裁判所判決に固たといる。以下においては、連邦行政裁判所判決に固ためには学校平和に対する「具体的危険」が必要であるとする連邦憲法裁判所一五年決定の示した解釈論と対する「具体的危険」が必要であるにとどめる。以下においては、連邦行政裁判所判決が採用した(と考えられる)解釈論については立ち入った検討が必要であるため、ここでは、連邦行政裁判所判決が採用した(と考えられる)解釈論については立ち入った検討にとどめる。以下においては、連邦行政裁判所判決が採行の廊下で祈禱を行うことは、そうしなくてもすでに存校の廊下で祈禱を行うことは、そうしなくてもすでに存校の廊下で祈禱を行うことは、そうしなくてもすでに存

た個別事件において、事態又は行為が放任された場合にできるのは、通常の場合、空間的及び時間的に特定されできるのは、通常の場合、空間的及び時間的に特定されず通学している。しかしながら、具体的危険の存在を肯定追、女性蔑視による差別といった出来事を挙げて、原告実認定に従って、当該学校で生じた、いじめ、侮辱、脅実認定に従って、当該学校で生じた、いじめ、侮辱、脅害一の問題点は、学校平和に対する具体的危険の認定

和ていると言えるのかは、必ずしも自明ではない。 (愛) でが禱の遂行によって学校平和が具体的に危険にさらさ となく、儀式的祈禱が危険状況を激化させる客観的 を有していると評価している。また、連邦行政裁 認定することには疑問の余地がある。また、連邦行政裁 で祈禱の遂行によって学校平和が具体的危険を一般的に で祈禱の遂行によって学校平和が具体的危険を一般的に を加え で祈禱の遂行によって学校平和が具体的危険を一般的に を加え を加え が高の遂行によって学校平和が具体的危険を一般的に といると言えるのかは、必ずしも自明ではない。

判所の行った必要性審査には疑問の余地がある。 保なく保障されている信教の自由によって保護されてい 問がある。学校平和を妨害していない生徒に対する措置 ことを説得的に論証できていないのではないか、 するという目的を達成するために原告の信仰の自 政裁判所は、 手段としてのみ考慮に値する。 る行為の禁止が問題となっていることからしても、 約することは必要であると判断しているが、 原告の信教の自由に対する制約が比例原則に反しない 第二に、連邦行政裁判所は、学校平和を妨害してい 「一般的危険防御法」の観点からしても、 学校平和に対する具体的危険の激化に対処 そうだとすると、 連邦 また、 連邦行 との疑 必要性 行政裁 由 最終 を制 な

> ればならない。とくに、個げて検討を加えているが、 は、 ないと言わなければならない。 とは必要性の要件を充足しておらず、 と主張されている。このように考えると、本件において制約は必要性の要件を充足していると言うことができる 平和を乱している生徒に対する懲戒処分によって予測 審査に含めていないことは理解に苦しむ。 れる紛争に対処するという容易に思いつく方策を必要性 基本権をより少なくしか制限しない他の手段が存在しな 原告が学校において祈禱を行うことを校長が禁止したこ にはじめて、紛争に関与していない生徒の信仰の自由 かな手段として、①教育的手段と②祈禱部屋の用意を挙 いことが必要であり、 O要件を充足するためには、 退学処分を含む懲戒処分が成果を示さなかった場合 連邦行政裁判所は、 個別の事件において実際に学校 それ以外の手段も検討しなけ 目的を同等に達成する 比例原則に適合し 学説におい 他のより緩 が、

ず、それ自体は許される行為を断念しなければならない徒は、学校平和を乱した責任があるかどうかにかかわらなく進行することを確保するために祈禱を禁止された生第三に、連邦行政裁判所の判決によると、授業が支障

は、 校の本来的目的に抱束されると述べているが、ある学説とが優越的な目的であり、すべての生徒はこのような学 学的には、これは、 学的には、これは、理解できる結論である、と。 ような衝突の場合に後退させられなければならない ニッヒは、次のように説く。 とを確保できるためには、 すべての生徒に対して秩序正しい授業進行を確保するこ 益を甘受しなければならない理由は必ずしも明らかでは ことになるが、 い換えると、 された信仰の自由の削減を甘受しなければならない。 ハイニッヒ その理由を「緊急事態法」によって説明している。 「当該学校の例外状況」を宣言したと捉える。 連邦行政 最終手段としてのみ、 (Hans Michael Heinig) 裁判所は、 自ら学校平和を乱 理解できる結論である、 個人は、 学校の任務を遂行するために 授業が支障なく進行するこ していない生徒 基本権によって保護 信仰の自由は、 は、 連邦行政裁判 が不利 この ハイ 法

五 小括

本法四条一項及び二項)の保護範囲に含まれると判断しにおいて授業時間外に祈禱を行うことは信仰の自由(基()連邦行政裁判所は、まず、公立学校の生徒が学校

した。 禁止することは例外的に基本法四条一項及び二項に違反 なう具体的危険を生じさせる場合に限り、学校がこれを 校において授業時間外に祈禱を行うことが学校平和を損 対する制約を憲法上正当化する根拠とはならない 及び教員の 約が憲法上正当化されるかどうかについて検討 ような危険の存在を肯定した。 しないとの解釈論を示した上で、 の宗教的中立性の要請は祈禱を行う生徒の信仰の自由 つぎに、 しかし、連邦行政裁判所は、 消極的 連邦行政裁判所は、 信仰の自由、 親の教育権 本件については、この 生徒 公立学校の生徒 の信仰 さらに国 \mathcal{O} 自 由 が学 の制

の自由 学校において生徒が授業時間外に祈禱を行うことを一般 に祈禱を行うことを禁止することは、 及び二項) 的に禁止することが生徒の信仰の自 化されると判断した。 和に対する具体的危険の存在を根拠として、 連邦行政裁判所は、 連邦行政裁判所判決は、 (基本法四条一項及び二項) の制約が憲法上正当 を侵害し ないと述べたわけではない。 公立学校において生徒が授業時間 しかし、 本件においては、 連邦行政裁判所は、 曲 学校平和の維持 (基本法四条一項 原告の信仰 むしろ、 公立

間で激しい闘争が繰り広げられている状況―に置かれて宗教及び宗派を信仰する生徒によって構成され、生徒の 平和の維持」にその限界がある、とする判決要旨に示さ が校内において授業時間外に祈禱を行うことを禁止する このように考えると、 的危険を認定したことについては、すでに検討したよう れている。そして、連邦行政裁判所が本件において具体 いる場合に限定されることに留意しなければならない。 としても、 て祈禱を行う権利を生徒に与えるが、この権利は して」、就学のために学校にいる間に授業時間外にお 条一項及び二項に基づく生徒の信仰の自由は、「原則と とができる。連邦行政裁判所の上記の見解は、基本法四 公立学校において生徒が授業時間外に祈禱を行うことを ために必要である限りにおいて例外的に生徒の信仰の自 危険が認定できるのは、連邦行政裁判所の見解に従った 項及び二項)を侵害する)との見解を示したと見るこ 般的に禁止することは生徒の信仰の自由 (基本法四条一項及び二項) を侵害しない (つまり) 学説からの批判もあるが、学校平和に対する具体的 当該学校が極めて特殊な状況― 本判決の意義は、公立学校の生徒 極めて多様な (基本法四条 「学校

> た点にあると見るべきだと言えよう。 び二項)を侵害するもので違憲である、との判断を示してとは原則として生徒の信仰の自由(基本法四条一項及

裁判所の諸判 判所の諸判例についても立ち入った検討をしなければ 題点について深く考察を加えようとすると、 する連邦憲法裁判所の諸判例を下敷きとして書かれてい れ 諸判例について検討することはできなかった。 らないことになるが、本稿においては連邦憲法裁判所の る。従って、 てい $(\overline{\underline{}})$ 、 る。 本稿が紹介している連邦行政裁判所判決は、 連邦行政裁判所判決に含まれる憲法上の問 例の検討は、 筆者の今後の課題として残さ 連邦憲法裁 連邦憲法 先行

Ⅳ 結びにかえて

の自由の制約を憲法上正当化する根拠とならないとの解自由は、原則として、祈禱を行う生徒の(積極的)信仰それは、祈禱を行う生徒以外の他の生徒の消極的信仰のにとっても参考となる部分を簡単に指摘しておきたい。最後に、連邦行政裁判所判決の中で日本国憲法の解釈

由は、 はないだろうか。信教の自由を制約する根拠とならないと考えられるので 宗教的シンボルを設置するといった国の行為を排 釈論である。 よって他者の消極的信仰の自由が何らかの影響を受けた 行使に回避可能性なく直面させられる状況を自ら創出 として、ある人の消極的信教の自由は他者の(積極的) のではない。日本国憲法二〇条の解釈論としても、原則 としても、 ていない限り、 ための権利である。 る人の 国家に対する防御権であり、例えば、 (積極的)信仰の自由を制約する根拠を与えるも 他者の消極的信仰の自由は、 連邦行政裁判所によると、消極的信仰の ある人の 国は、 (積極的) 信仰の自由の行使に ある人が他者の信仰の自由 国に対して、あ 国が教室に 除 する

- (信山社、二○○八年)一一七頁以下がある。 波江二・島崎健太郎編集代表)『ドイツの憲法判例Ⅲ』の自由の保障」ドイツ憲法判例研究会編(栗城壽夫・戸西原博史「政府の情報提供活動における<警告>と信教(1) BVerfGE 105, 279. この決定の紹介・解説として、
- 渡辺康行「イスラム教徒の教師の志願者に対するスカー(2) BVerfGE 108, 282. この判決の紹介・解説として、

部法学研究所)四六巻(二〇〇五年)五一頁以下も参照 判例(二〇〇三年)の研究―」法学紀要(日本大学法学 スカーフ着用の女教師と信仰の自由―連邦憲法裁判所の の変動」宗教法二八号 (二〇〇九年))、小林宏晨「頭用 法二四号(二〇〇五年)、同「ドイツにおける国家と宗教 と宗教』(成文堂、二〇一〇年)一三七頁以下(初出、 の可能性』(日本評論社、二〇〇四年)七九頁以下、同 森英樹・高見勝利・辻村みよ子編『国家と自由 ラーム教徒のスカーフ事件を中心として―」樋口陽一・ 多様性の時代における『公教育の中立性』の意味―イス フ着用を理由とする採用拒否」ドイツ憲法判例 (二〇〇四年) 一五頁以下、塩津徹『ドイツにおける国家 「ドイツにおける国家と宗教―イスラム教の事例―」宗教 立法の復権か立法への逃避か」公共政策研究四 (1)一二三頁以下がある。さらに、渡辺康行 研究会・ ―憲法学 一文化的

- (∞) BVerfGE 138, 298.

二六号(二〇一七年)五九頁以下がある。 の信教の自由と法律問題―ドイツ憲法学の『三段階審査』 関連する最近の業績として、山岸喜久治「基本権として 二〇〇八年)二四九頁以下、同「イスラームのスカーフ るイスラームのスカーフ禁止」初宿正典・米沢広一・松 法の発想から―」人文社会科学論叢(宮城学院女子大学) 禁止問題:ヘッセン州憲法裁判所判決二〇〇七年一二月 佐藤幸治先生古稀記念論文集〔上卷〕』(成文堂、 井茂記・市川正人・土井真一編『国民主権と法の支配 内藤他・前掲注(4)一八一頁、手塚和男「ドイツにおけ (二〇〇九年) 一一七頁以下を参照のこと。また、本稿に 一〇日」三重大学教育学部紀要六〇巻社会科学 一三〇頁以下、同 ルディン裁判は何をもたらしたか」内藤正 『神の法 v s. 「ドイツでのスカーフ問題の位相 人の法』(日本評論社、二〇〇七 典・ 阪口

- (5) BVerwGE 141, 223.
- Ekingtian von Coellen, in: Christoph Gröpl/Kay Windthorst/Christian von Coellen, Grundgesetz Studienkommentar, 2. Aufl. 2005, Art. 4 Rn. 5は、試験対策の観点から重要な最新判例として、二○一五年一月第の観点から重要な最新判例として、二○一五年一月二○日連邦憲法裁判所第一法廷決定(BVerfGE 138, 298)と並んで、本稿が紹介しようとしている。そして、一月三○日連邦行政裁判所判決を挙げている。そして、一月三○日連邦行政裁判所判決を挙げている。そして、一月三○日連邦行政裁判所判決を挙げている。そして、一月三○日連邦行政裁判所判決を挙げている。

験対策用事例問題も作成されている。例えば、Tobias Büscher/Stefan Glasmacher, Schule und Religion, JuS 2015, S. 513 (516); Daniela Schroeder, Grundrechte, 4. Aufl. 2016, S. 105 ff. がそれである。

- 7 判例の紹介に重点を置いた「研究ノート」を作成するこ なもので、この判決に含まれる憲法上の問題点の本格的 文の水準には達していない。 であり、本格的な考察には程遠いものであって、学術論 どまるか、又は判例解説の性格を有するにすぎないもの 題点について若干の検討を加えることも目的とするもの とにした次第である。 本格的な考察を含む「論説」の作成は将来の課題とし、 とにも十分な価値があると考えられる。そこで、筆者は、 在的に紹介し、問題点の指摘と若干の解説をしておくこ 今後の考察のための資料としてできる限り客観的かつ内 な考察は後回しにして、とりあえず、まずはこの判決を 介しようとしている連邦行政裁判所の判決は極めて重要 であるが、本稿における検討の部分は問題点の指摘にと 本稿は、 連邦行政裁判所判決に含まれる憲法上の しかし、他方で、本稿が紹
- 番号を示すことによって行う。 983.07 -, juris. 以下、この決定の引用は、本文中に欄外(8) VG Berlin, Beschluss vom 10. März 2008 - 3 A
- (9) NVwZ-RR 2010, S. 189 ff.; VG Berlin, Urteil vom 29. September 2009 3 A 984.07 –, juris. 以下、この判決

の引用は、本文中に欄外番号を示すことによって行う。

- 号を示すことによって行う。 Berlin-Brandenburg, Urteil vom 27. Mai 2010 -OVG 3 B 29.09 -, juris. 以下、この判決の引用は、本文中に欄外番10) NVwZ 2010, S. 1310 ff.; Oberverwaltungsgericht
- 中に欄外番号を示すことによって行う。(11) BVerwGE 141, 223. 以下、この判決の引用は、本文
- 3) BVerfGE 108, 282 [297].
- 3) BVerfGE 108, 282 [298 f.].
- 4) VG Berlin, Urteil vom 29. September 2009 3 A 984.07 -, juris, Rn. 26.
- (5) Oberverwaltungsgericht Berlin-Brandenburg, Urteil vom 27. Mai 2010 -OVG 3 B 29.09 -, juris, Rn 28.
- 6) Oberverwaltungsgericht Berlin-Brandenburg, Urteil vom 27. Mai 2010 -OVG 3 B 29.09 -, juris, Rn 29.
- (T) BVerwGE 141, 223 [227/Rn. 19].
- 8) この論点については、棟久敬「信教の自由の保護範18) この論点については、棟久敬「信教の自由の保護範18) この論点については、棟久敬「信教の自由の保護範18) この論点については、棟久敬「信教の自由の保護範18) この論点については、棟久敬「信教の自由の保護範18) この論点については、棟久敬「信教の自由の保護範18)
- (19) BVerwGE 141, 223 [228/Rn. 22].
- 3) BVerwGE 141, 223 [228/Rn. 23].
- 21) BVerwGE 141, 223 [228/Rn. 24]

- 22 Schule, JA 2012, S. 235 (235 f.) も、この点に注目してい 主張している (S. 554)。 の部屋を用意しなければならない―という独自の見解を 措置を講じなければならない―基本権主体に祈禱のため を危うくする場合、国家は、その空転を阻止するために、 間の剝奪が実効的な基本権行使―定期的な義務的祈禱― の基体」であることは極めて具体的であり、国による時 確定している点において、自由に使える時間が「自由権 の時間の自由な使用を削減している。祈禱を行う時間が び他の基本権)の基体、つまり、基本権主体による自分 いという点にあり、これにより、国は、信教の自由(及 務があるため、生徒は登校して学校にいなければならな 2016, S. 536 は、本稿が検討している事案を「自由権行 る。また、Markus Winkler, Der verfassungsunmittelbare に説いている。学校への「拘束性」は、生徒には就学義 なっている事案類型と捉えた (S. 537) 上で、次のよう 使の事実上の基礎へのアクセス」(自由の基体)が問題と Auskunftsanspruch der Medien im Kontext, VerwArch Stefan Muckel, Verbot des rituellen Gebets in der
- を求めているが、かりに生徒が、祈禱を行うべき時間はいる。本件において原告は授業時間外に祈禱を行うこと選択も信仰の自由の保護範囲に含めている点に注目して選択も信仰の自由の保護範囲に含めている点に注目して

が提起されると指摘している。 が提起されると指摘している。 から生じる制約の問題 が提起されると指摘している。 から生じる制約の問題 が提起されると指摘している。 から生じる制約の問題 が提起されると指摘している。 から生じる制約の問題 が提起されると指摘している。 から生じる制約の問題 が提起されると指摘している。

二○○六年)一一五頁以下がある。さらに、小原清信編集代表)『ドイツの憲法判例Ⅱ(第二版)』(信山社、説として、石村修「公立学校における磔形像(十字架)」該当頁数を示すことによって行う。この決定の紹介・解該当頁数を示すことによって行う。この決定の紹介・解

ぐって」ドイツ・日本問題研究班編『ドイツ・日本問題 義と司法権』(青林書院、一九九八年)四七七頁以下、 土井真一刊行代表『佐藤幸治先生還曆記念 する一つの批判を素材にして―」米沢広一・松井茂記 横田守弘「国家の教育任務と『個人』―十字架判決に対 年)七四頁以下、一一〇七号(一九九七年)七九頁以下、 法裁判所(上)(下)」ジュリスト一一○六号(一九九七 (一九九七年))、畑尻剛「批判にさらされるドイツ連邦憲 ツの判例を中心にして―」法律時報六九巻七号 出、同「公立学校における宗教的少数者―スイスとドイ 史と比較』(日本評論社、一九八八年) 一九〇頁以下(初 憲法史研究会編(杉原泰雄・清水睦編集代表)『憲法の歴 的少数者―スイスとドイツの判例を中心にして―」比較 (一九九七年) 一二一頁以下、石村修「多文化主義と宗教 社会科学(一九九六年)一二七頁以下、四八巻 BvR 1087/91」三重大学教育学部研究紀要四七巻人文: (二):連邦憲法裁判所第一部決定一九九五年五月一六日 を教室に取り付けるという学校規則をめぐる判決(一) 研究Ⅳ』(関西大学経済政治研究所研究双書第九六冊 内俊子「いわゆる『十字架判決(Kruzifix-Urteil)』をめ 久留米大学法学二七号(一九九六年)一二三頁以下、竹 エルン州学校規則の十字架設置条項を違憲とした事例)] 一九九六年)九五頁以下、手塚和男「キリスト十字架像 「ドイツ公法判例研究:いわゆる十字架判決の研究

ンゼー(石村修訳)「基本権解釈による聖像破壊― 決』をめぐって 義務としての基本権』(信山社、二〇〇三年)二八七頁以 法裁判所・磔刑像決定―」同(ドイツ憲法判例研究会編 三九巻(一九九八年)三六七頁以下、ヨーゼフ・イーゼ 判と帰結―」法学紀要(日本大学法学部法学研究 坂正浩訳)「連邦憲法裁判所のいわゆる十字架像決定―批 法』一八号 (一九九九年))、クラウス・シュテルン (赤 頁以下 (初出、 六号 (一九九九年) 二七頁以下、 中立性と信教の自由―」憲法論叢 (栗城壽夫・戸波江二・嶋崎健太郎編集代表)) 『保護 「十字架判決が問題提起したもの―国家の宗教的 同「ドイツ連邦憲法裁判所の『十字架判 宗教的少数者の自由の視点から」『宗教 塩津・前掲注(2)五九 (関西法政治学研究会) -連邦憲 所

- 26) BVerfGE 108, 282 (301).
- \(\times\) VG Berlin, Urteil vom 29. September 2009 3 A 984.07 –, juris, Rn. 37.
- \times VG Berlin, Urteil vom 29. September 2009 3 A 984.07 -, juris, Rn. 38.
- 29) Oberverwaltungsgericht Berlin-Brandenburg, Urteil vom 27. Mai 2010 -OVG 3 B 29.09 -, juris, Rn 31. 上級行政裁判所判決の評釈である Ralph Zimmermann, Kein Anspruch eines Schülers auf Verrichtung eines islamischen Gebets während der Unterrichtspausen, NJ

- 批判している。

 2011, S. 24 (25) は、消極的信教の自由は、国家が基本権主体に不可避的に共にしない宗教の特は、国家が基本権主体に不可避的に共にしない宗教の表明に全面的に触れさせられない権利を発生させないところ、公立学校にれさせられない限り、共にしない宗教の表明に全面的に触続。 (11, S. 24 (25)) は、消極的信教の自由は、国家が基本2011, S. 24 (25)) は、消極的信教の自由は、国家が基本2011, S. 24 (25)
- (%) BVerwGE 141, 223 [230 f./Rn. 30]
- (ন) BVerfGE 138, 298 [336 f./Rn. 104].
- 32 的・宗教的中立性義務は、 27. Mai 2010 –OVG 3 B 29.09 –, juris, Rn. 31)。国家の宗 異にする人の排除を禁止していることを強調し、この義 じ連邦憲法裁判所の諸判例を引用しつつも、国の え方を採っていると分析している。 行政裁判所の考え方とは異なり、「分離による解決」 VerwArch. 2012, 136 religiöse Neutralität des Staates im öffentlichen Raum のは容易ではないが、この点、Jan Phlipp Schaefer, Die 教的中立性に関する上級行政裁判所の考え方を読み取る 務が厳格に遵守された場合、信仰及び良心の過度の葛藤 (Oberverwaltungsgericht Berlin-Brandenburg, Urteil vom 生じ 上級行政裁判所は、 ないことが確保されると指摘している (159 ff.) は、 行政裁判所が引用したものと同 特定の宗派の特権化と信仰を 上級行政裁判所は、 世界観

ethische Neutralität des Staates, 2002がある。3) ドイツの代表的な研究書として、Stefan Huster, Die

この論点については、日本においても、清水望『国家と宗教―ドイツ国家教会法の再構成とその展開―』(早稲田大学出版部、一九九一年)という重厚な研究書(と宗教―ドイツ国家教会法の再構成とその展開―』(早稲田大学出版部、一九九一年)という重厚な研究書(とく数的中立性」一橋法学一三巻一号(二○一一年)三六一頁以下、同「基本権援助と国家の宗教的中立性」一橋法学一三巻一号(二○一四年)二○七教的中立性」一橋法学一三巻一号(二○一四年)二○七教的中立性」一橋法学一三巻一号(二○一八年)三六一四年)二○七本社会の教育委託と公教育の中立性」一橋法学一三巻一号(二○一八年)三九七頁以下がある。最近の研究を表示の教育委託と公教育の中立性」一橋法学一三巻一号(二○一八年)三九七頁以下がある。

- 전) VG Berlin, Urteil vom 29. September 2009 3 A 984.07 -, juris, Rn. 30.

- 学論叢一四四巻四・五号(一九九九年))を参照。の適用範囲―統一ドイツにおける宗教教育の新展開」法年)一八三頁以下(初出、同「いわゆるブレーメン条項
- (%) VG Berlin, Urteil vom 29. September 2009 3 A 984.07 –, juris, Rn. 35.
- (究) BVerwGE 141, 223 [233 f./Rn. 37]
- (≋) BVerfGE 138, 296 [338/Rn. 108]
- (\mathref{\m
- (\(\percap)\) BVerwGE 141, 223 [236/Rn. 43].
- (41) 行政裁判所は、「祈禱による基本法七条一項に基づく 教育任務の具体的支障」(VG Berlin, Urteil vom 29. September 2009 – 3 A 984.07 –, juris, Rn. 40)、さらに、原告の行動によって引き起こされた「具体的な組織的困願告の行動によって引き起こされた「具体的な組織的困難」(VG Berlin, Urteil vom 29. September 2009 – 3 A 984.07 –, juris, Rn. 44)を語っており(傍点は、本稿筆者の4.07 –, juris, Rn. 44)を語っており(傍点は、本稿筆者による。)、信仰の自由の制約を憲法上正当化するためには、学校平和に対する具体的危険を必要とすると解していると推測される。
- 名) BVerfGE 138, 296, Sondervotum Rn. 16. Benjamin Rusteberg, Kopftuchverbote als Mittel zur Abwehr nicht existenter Gefahren, JZ 2015, S, 637 (640 f.) 必然既。
- 43) 行政裁判所は、被告によって述べられた諸々の宗教

この指摘も本文で述べた考え方を前提としていると考え られる。 えた「個々の生徒の行動」だけであると指摘しているが、 学校生活に関与している他の人々の法的地位に影響を及 係していないと説示するとともに、原告がこの種に紛争 ぼすような、学校平和を妨害する、単なる宗教活動を越 り得るのは、 Gebets während der Unterrichtspausen, NJ 2010, S. 244 Recht eines Schülers auf Verrichtung eines islamischen 行政裁判所判決の評釈であるRalph Zimmermann. 文で述べた考え方を前提としていると推測される。また、 juris, Rn. 43)が、この説示からすると、行政裁判所は本 Berlin, Urteil vom 29. September 2009 – 3 A 984.07 – こしていることが示されていないと説示している(VG に関与していること、又は、原告の行動が紛争を引き起 (245 f.) は、 紛争は本件で訴訟の対象となっている法律問題とは 秩序のある授業の実施を不可能にし、又は、 同判決に賛成しつつ、国の介入の基点とな

- (4) BVerwGE 141, 223 [236/Rn. 43].
- 4) Hannah Rubin, Das islamische Gebet in der Schule, JURA 2012, S. 718 (721).
- がではないと批判している。 時間中に原告に使わせることが不可能である理由は明らの祈禱を行うために教室などの学校の部屋を通常の休憩

- (47) Rubin (Fn. 45), S. 721 f.
- 48 und Schulpflicht, JURA 2013, S. 999 (999 f.)) $^{\circ}$ 要件も充たしている (Walter Frenz, Glaubensfreihei る。決定的であるのは、 ッ (Walter Frenz) は、 原則に反しないと主張する学説もある。例えば、 告が学校において祈禱を行うことを禁止することは比 より緩やかな手段は明らかではなく、それ故、 比例原則も遵守されている。学校平和の危険を回避する は、学校平和に対する具体的危険も生じている。それ故 原告に許さないことも是認できる。そして、この場合に が他の生徒に影響を与え、さらには挑発するものであれ 予防措置が講じられることである。それ故、原告の祈禱 ない予防措置、又はまったく不十分であるとは言えな おいては調整が困難な様々な憲法上の法益が衝突してお 学校平和を維持するために正午の祈禱を行うことを しかし他方において、学校平和を維持するために原 国家機関は、評価・形成に関する広い裁量権を有す 次のように説いている。本件に 明らかに不適合であるとは言え 必要性の フレン
- (4) BVerwGE 141, 223 [240/Rn. 55].
- (5) Hans Michael Heinig, Religionsfreihet auf dem Prüfstand: Wie viel Religion vertägt die Schule?, in: ders., Die Verfassung der Religion, 2014, S. 323 (336) これに関連して、Christoph Enders, Anmerkung zum Urteil des Bundesverwaltungsgerichts v. 30. 11. 2011, JZ

2012, S. 363 (365) による分析も参照

- 5) BVerwGE 141, 223 [236/Rn. 44].
- 52) Fiedhelm Hufen, Grundrechte: Religionsfreiheit in der Schule, JuS 2012, S. 663 (665) は、連邦行政裁判所 der Schule, JuS 2012, S. 663 (665) は、連邦行政裁判所 いては」、結論として儀式的学校祈禱を禁止できた。連邦行政裁判所は、学校や行政裁判所裁判官に、宗教活動に関するますます硬直化し、原理主義的になっている見解 関するますます硬直化し、原理主義的になっている見解 関するますます硬直化し、原理主義的になっている見解 関するますまででいた、自由主義的な考え方に対する非 関するますまでであるから、学校における個人の信教の 用され易い概念であるから、学校における個人の信教の自由の行使によって危険にさらされる憲法法益とは何か 自由の行使によって危険にさらされる憲法法益とは何か を具体的に明らかにすることが望ましい、と。
- 憲性の検討を求めるもの」であった。問題文に記載されることがないようにして性風俗にかかる善良な市民のがむやみに羞恥心等を覚えるような卑わいな画像等に触がむやみに羞恥心等を覚えるような卑わいな画像等に触がをみに羞恥心等を覚えるような卑わいな画像等に触ばを保持するという目的のために」図書類の販売等に触して「種々の規制を行う架空の条例案について、その合して「種々の規制を行う架空の条例案について、その合して「種々の規制を行う架空の条例案について、その合して「種々の規制を行う架空の条例案について、その合して「種々の規制を行う架空の条例案について、その合して「種々の規制を行う架空の条例案について、その合いを表示といる。

悪影響を及ぼす、安心して子供と買い物に行けないとい らい」である。 やみに触れることがないようにすることも」条例の「ね が、それらをおよそ買うつもりのない人たちの目に、む ともに、羞恥心や不快感を覚えるような卑わいな書籍等 しい条例を制定する理由であり、「青少年の健全な育成と 意見が最近多く寄せられるようにな」っていることが新 ところで性的なものに触れないようにしてほしいという 見たくもないものが目に入って不快であるとか、思わぬ う意見が寄せられているほか、特に女性を中心として、 る「状況に対して、市民からは、青少年の健全な育成に を購入するために日常的に利用する店舗で販売されてい_ トやコンビニエンスストアなど市民が食料品や生活用品 など性的な画像が掲載され、それらがスーパーマーケッ 売される雑誌を含む様々な出版物等に、 ばれる雑誌だけでなく、 によると、「いわゆる『成人向け』『アダルトもの』と呼 ている「条例の検討に関わっている市の担当者」の 最近では 一般の週刊誌として販 裸の女性の写真

憲法第二二条の職業選択の自由に含まれる『営業の自由』現の自由に含まれる『知る自由』を、後者については、ことが必要であり、前者については、憲法第二一条の表と販売等をする店舗の立場から憲法上の権利を検討すると販売等をする店舗の立場から憲法上の権利を検討する立場の最後の甲の発言にあるとおり、図書類を購入する立場出題趣旨によると、「本条例の検討に際しては、問題文出題趣旨によると、「本条例の検討に際しては、問題文

の観点から検討する必要がある」。

ことが考えられ」、「さらに、明確性の原則に反しないと 少年の場合と同様の点 する検討が必要となり、 とらえると、青少年における検討と同様に、 どうかをまず検討する必要があ」り、「知る自由の制約と かを意識した議論をすることが考えられ」る。 権利を制約する目的としてふさわしいものであるかどう な画像等に触れないようにするという目的が、 青少年の健全育成の目的や、 述するように、本条例の目的についての検討、すなわち、 る」。「また、審査基準の設定又は当てはめにおいて、 上で、「本件規制図書類の範囲が過度に広汎ではないかと 査基準によって審査することが妥当かどうかを論じ」た しても、 うか」、制約になるとした場合、「明確性の原則を論ずる 制限される青少年について、その自由の制約になるかど しなければならない。まず、「購入や貸与を受けることを 入等ができない青少年と一八歳以上の人」に分けて検討 最後の甲の発言が示唆しているように、「規制図書類の購 いう点を含め規制の必要性、合理性を検討する必要があ 一八歳以上の者との関係では、知る自由の制約になるか 憲法第二一条に関しては、「知る自由が、憲法第二一条 項により保障されることに言及した上で」、問題文の かかる制約の合憲性判断について、いかなる審 (青少年であることを考慮するか 審査基準の設定についても 一般市民がむやみに卑わい 明確性に関 憲法上の つぎに、 後

> 制約目的としての価値を見出す議論をすることもできる」。 ある以上、十分に法的保護に値するといったことから、 くない人の不快感は、現に一般に共有されている感情で えられよう。他方、性的な羞恥心や卑わいなものを見た 価値が大きくないと評価する方向で議論をすることも考 抽象的にすぎるといった指摘をして、その目的としての るとは言えないという議論や、 たくないものに触れさせないこと一般が法的保護に値す 像等を見たくない人を保護するということになるが、見 る。例えば、条例の目的は、 さわしいのかどうかについても言及することが考えられ 少年の場合と同様、憲法上の権利の制約の目的としてふ に触れないようにするという点にあることについて、青 全育成のみならず、一般市民がむやみに卑わいな画 る必要があ」り、「その際、本条例の目的が、青少年の健 される青少年とは異なり、 どうかを除く。)を踏まえた審査基準の設定が考えられ 審査基準への当てはめにおいては、購入が全面的に制約 憲法第二二条に関しては、営業の自由が憲法上の権利 個々の規制の合理性を検討す 結局のところ、卑わいな画 目的が漠然としたもので

審査基準が妥当であるかを議論することが考えられ」、

いな画像等に触れないようにするという目的をどのよう

青少年の健全育成という目的と一般市民がむやみに卑わ

であること、本件規制が営業の自由の制約に該当するこ

とに言及した上で、営業の自由の制約としてどのような

係で、 り得る」。 場からは、 要がある」。そして、 される権利との関係で、異なる考慮がなされ得るとの立 支えない」が、「その目的の妥当性判断に当たって、 る自由との関係で議論したのと同様として扱っても差し 妥当性を検討することが考えられる」。その際には、 触れないようにするという目的について、目的としての 由との関係でも、一 にとらえ、制約される権利の性質、 どのような審査基準を設定するかの議論をする必 知る自由の場合と異なる議論をすることもあ 般市民がむやみに卑わいな画像等に 事案の検討においては、「営業の自 制約の程 度等との 制約 知

態の中で、 どうかということが一つの大きな論点であると見て間違 像等に触れないようにする」ことが、「図書類を購入する 法科大学院に勤務する教員である筆者は、 試験受験生に比べると比較的時間に余裕があり、 はまさにお気の毒であったとしか言いようがない。 度は極めて高く、 いないと思われる。 する店舗」の営業の自由を制約する根拠となり得るのか 約する根拠となり得るのかどうか、さらには、「販売等を 定の答えを出さなければならなかった司法試験受験生 出題趣旨を読む限り、「一般市民がむやみに卑わいな画 である「青少年と一八歳以上の人」の知る権利を制 しかも極めて限られた時間の中でこの論点に 司法試験の現場において極度の緊張状 筆者の見るところ、この論点の難易 上記の論点に

> ても、 討ないし一定の留保が必要であるとの意識を持ってもら 者は、この論点について答案の出来が良くなかったとし しているが、自らの見解を述べる準備ができていない筆 いたかったところである」と司法試験受験生に苦言を呈 種の利益保護を制約目的として認めることについて、検 に基づく権利であるとする答案が目についた」が、「この し、場合によっては更にそれを憲法第一三条や第二一条 感情の保護それ自体を当然のように制約目的として肯定 ないとか、あるいはおよそあるものを見たくないという はここで開陳できるほど十分に練り上げられてはいない。 あるが、 ついて自らの考えをここで示さなければならない (以下、「採点実感」という。)は、「不快なものを見たく 平成三〇年司法試験の採点実感 司法試験受験生を責める気にはなれない。 現時点において、この論点に関する筆者の考え (公法系科目第一問) はずで

ついて若干の感想を述べておきたい。 について若干の説明をした上で、一八年公法系第一問にして参考となる点を含んでいるので、以下では、この点した連邦行政裁判所判決は上記の問題点を検討するに際した連邦行政裁判所判決は上記の問題点を検討するに際すでに述べたように、筆者には、一八年公法系第一問すでに述べたように、筆者には、一八年公法系第一問

(国家)は、生徒の(積極的)信仰の自由を他の生徒の消連邦行政裁判所は、本文で述べたように、学校当局

たり、 あり、 ことができるようにする点にあり、消極的信仰の自由に 対する国 について国に責任を負わせることはできず、 る国の保護義務が関係するにすぎない。 ケースにおいては、せいぜいのところ、 宗教儀式上の行為によって自己の信仰の自由を行使する 従って、生徒が学校において宗教的シンボルの着用又は でも消極的信仰の自由は国家に対する防御権である。 禁止される。 式上の行為、 徒をその意思に反して強制的に他者の信仰表明、 とする教師に生徒を対面させたりすることによって、生 においても、 ルにさらされる状況を創出してはならないが 可能性なく信仰の影響、 うかについ |の責任は、 的 国 由 その外形によって宗教的確信を授業に持ち込もう 国家は、 0) 連邦行政裁判所によると、 が国家に対する防御権であることに注意しておき 仰 : の 自 教育任務の実現及び秩序正しい授業進 の保護義務は、学校平和を維持する任務 (宗教的紛争を含む。) を認めないという任務と 7 又は宗教上のシンボルに直面させることを 繰り返しになって恐縮であるが、この場面 様々な宗派の生徒が学校において共存する 消極的信仰の自由は国家に対する防御権で 判断 :由を根拠として制約することが 例えば、教室に宗教的シンボルを設置し したのであるが、まずは、 信仰 上の 国家は、 行為及び宗教的シンボ 生徒の信仰表明 他の生徒に対す 個人が、 消極的信仰 できるかど この場合、 この場面 行と対立 宗教儀

> 期待することができない仕方でさらされているわけでは る場合は、別の議論があるかもしれない。)。 教儀式上の行為などに「逃げ道なく」直面させられてい ない、と指摘しており、 自分が認めていない他の宗教の影響に、生徒及び教員に 祈禱に逃げ道もなく直面させられているわけでは 政裁判所は、本件においては、 に触れさせられない権利を有していない 他人の信仰表明、 ればならないというところまでは及ばない。様々な信仰 員を共にしない宗教とのあらゆる出会いから保護しなけ 重なる。 の確信に活動の余地を与える社会において、 少なくとも、 宗教儀式上の行為及び宗教的シンボル 国の保護義務は、 ある人が、他人の信仰表明、宗 生徒及び教員は、 (なお、 |が生徒| 及び教 はなく、

様々な信仰上の確信に活動の余地を与える社会において、意識」を持つ必要があると考える。つぎに、かりに、ないとか、あるいはおよそあるものを見たくないとか、あるいはおよそあるものを見たくないとか、あるいはおよそあるものを見たくないとか、あるいはおよそあるものを見たくないとか、あるいはおよそあるものを見たくないとか、あるいはおよそあるものを見たとないとか、あるいはおよそあるものを見たくないとか、あるいはおよそあるものを見たとで、一八年公法系第一問及び採点実感は、「不快なものを見た」と指摘できる。まず、採点実感は、「不快なものを見た」といる。

ると、 個 とは、すでに述べたとおりである。 とについて、司法試験受験生を責めることはできないこ の指摘が正しいとしても、答案の出来が良くなかったこ 感の指摘は正当であると考えられる。ただし、採点実感 いて、検討ないし一定の留保が必要である」との採点実 情の保護それ自体を……制約目的として認めることにつ いとか、あるいはおよそあるものを見たくないという感 このような考え方を踏まえると、「不快なものを見たくな 現等に触れさせられない権利を有しないと考えられる。 のであろう。)において、個人は、他者の意見、思想、表 会(日本国憲法が想定する社会は、まさにそのようなも 邦行政裁判所の考え方が表現の自由にも当てはまるとす シンボルに触れさせられない権利を有していないとの連 人は、 様々な意見、思想、表現に活動の余地を与える社 他人の信仰表明、宗教儀式上の行為及び宗教的

ておきたハ。 る機会を持ちたいと考えていることを、最後に申し上げ第一問に含まれる上記の問題点について若干の検討をするが、筆者としては、近い将来において、一八年公法系以上が、一八年公法系第一問に関する筆者の感想であ